

# 第1編 申請マニュアル

# 「公共工事等における新技術活用システム」の申請マニュアル

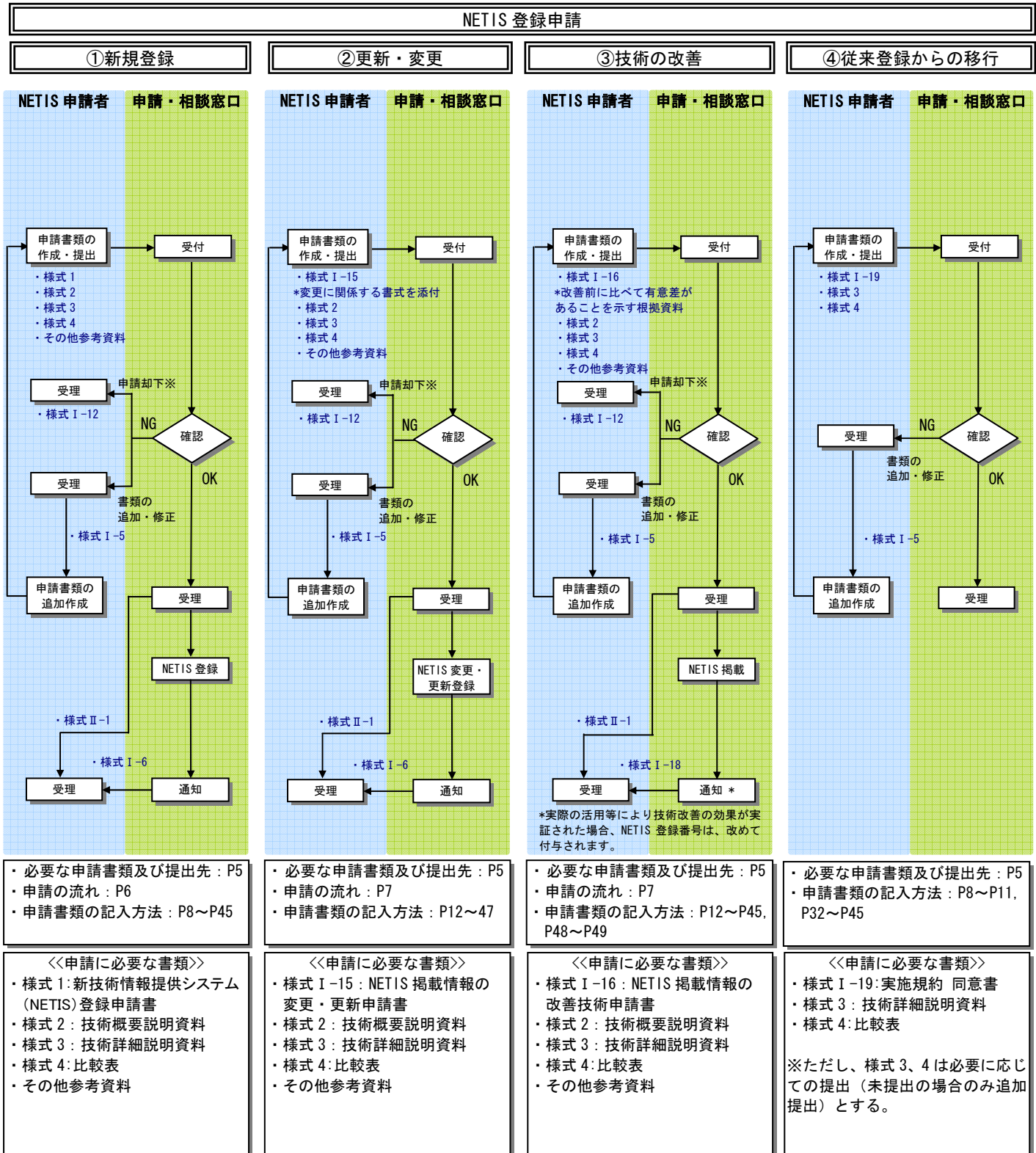
国土交通省では、有用な新技術の活用促進と技術のスパイラルアップを目的として、「公共工事等における新技術活用システム」を平成18年8月1日より本格運用しています。

本マニュアルでは、新技術活用システムでの申請に必要な書類の記入方法を示します。

## 【目次】

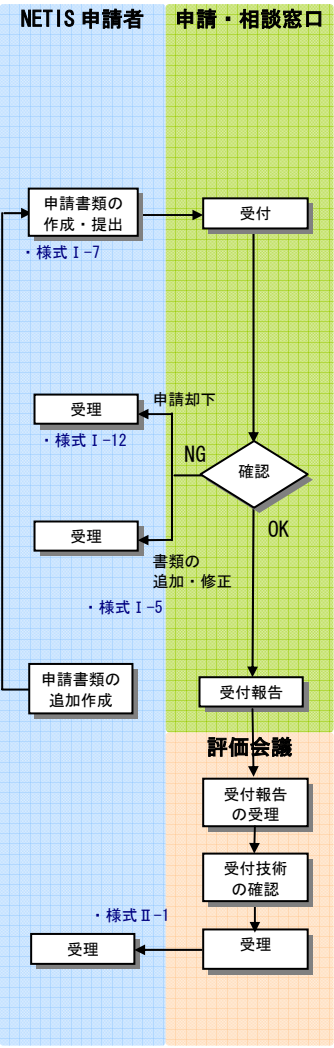
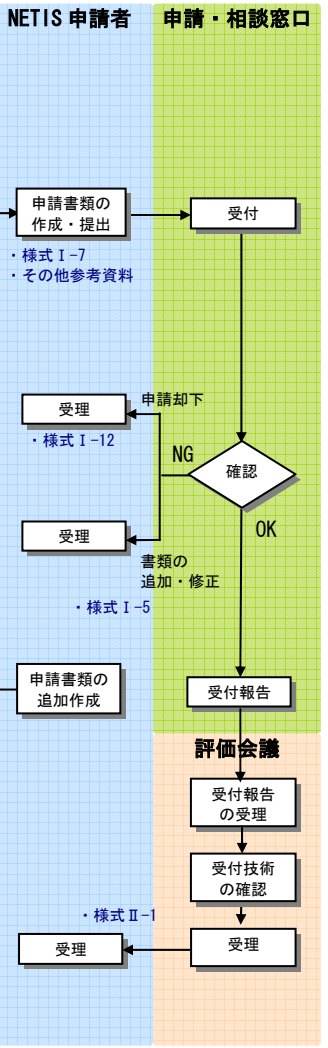
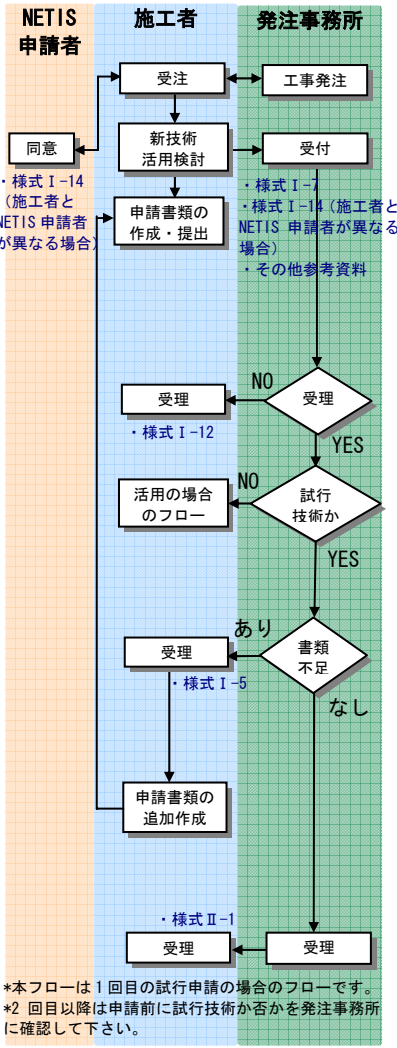
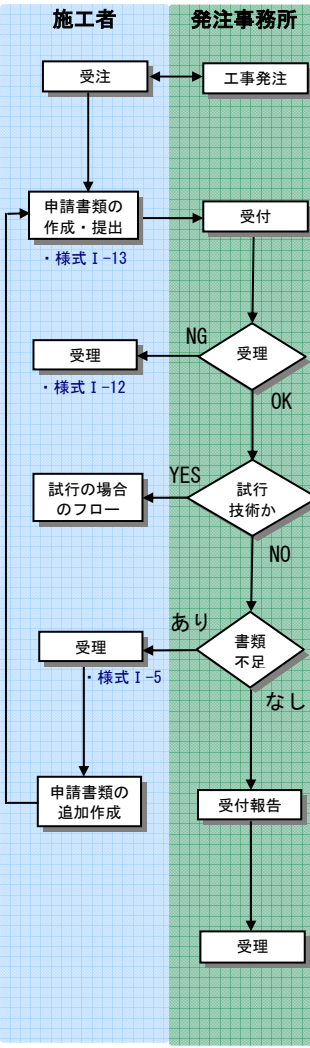
1. フロー	2
2. 新技術活用システムにおける申請	4
3. NETIS 登録申請	5
3.1 必要な申請書類及び提出先	5
3.2 申請書類の記入方法	6
3.2.1 申請の流れ	6
(1) 新規登録	6
(2) 変更・更新	7
(3) 技術の改善	7
3.2.2 申請書類の記入方法	8
(1) 新技術情報提供システム (NETIS) 登録申請 (様式1)	8
(2) 技術概要説明資料 (様式2)	12
(3) 技術詳細説明資料 (様式3)	32
(4) 比較表 (様式4)	42
(5) NETIS 掲載情報の更新・変更申請書 (様式 I-15)	46
(6) NETIS 掲載情報の改善技術申請書 (様式 I-16)	48
4. 活用の申請及び試行の申請	50
4.1 必要な申請書類及び提出先	50
4.2 申請書類の記入方法	51
4.2.1 申請の流れ	51
(1) 活用 (施工者希望型)	51
(2) 試行 (施工者希望型)	52
(3) 試行 (試行申請型)	53
(4) 事後評価のみ希望	53
4.2.2 申請書類の記入方法	54
(1) 活用申請書 (様式 I-13)	54
(2) 試行・評価申請書 (様式 I-7)	56
(3) 試行申請に関する同意書 (様式 I-14)	58
5. NETIS 登録抹消の申請	60
■ 申請・相談窓口一覧	62

# 1. フロー



※申請された技術が既に登録済みの技術と内容が重複している場合、申請を却下することがあります。

活用の申請  
 ⑤活用（施工者希望型）  
 ⑥試行の申請  
 ⑥-1 試行（施工者希望型） ⑥-2 試行（試行申請型）  
 ⑦事後評価のみ希望で申請



\*本フローは1回目の試行申請の場合のフローです。  
 \*2回目以降は申請前に試行技術が否かを発注事務所に確認して下さい。

- ・ 必要な申請書類及び提出先：P50
- ・ 申請の流れ：P51
- ・ 申請書類の記入方法：P54～55

- ・ 必要な申請書類及び提出先：P50
- ・ 申請の流れ：P52
- ・ 申請書類の記入方法：P12～45, P56～P59

- ・ 必要な申請書類及び提出先：P50
- ・ 申請の流れ：P53
- ・ 申請書類の記入方法：P12～P45, P56～P57

- ・ 必要な申請書類及び提出先：P50
- ・ 申請の流れ：P53
- ・ 申請書類の記入方法：P12～P45, P56～P57

- ＜＜申請に必要な書類＞＞
- ・ 様式 I-13：活用申請書

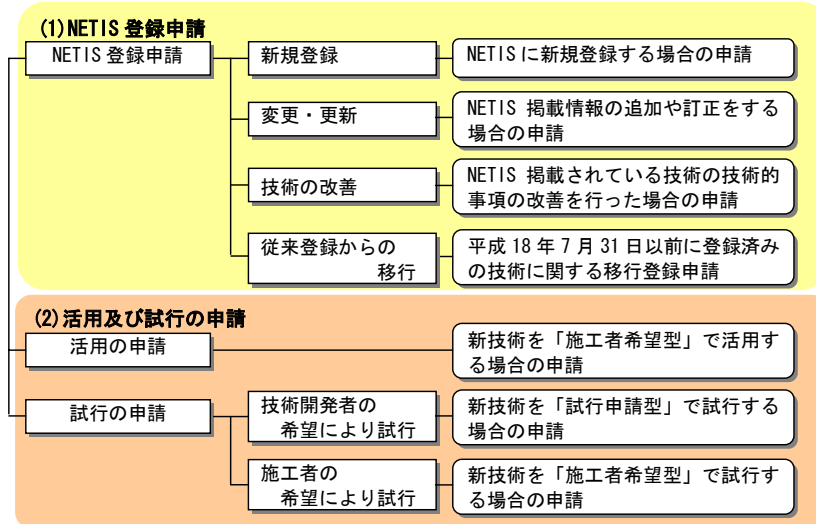
- ＜＜申請に必要な書類＞＞
- ・ 様式 I-7：試行・評価申請書
  - ・ 様式 I-14：試行申請に関する同意書（施工者と NETIS 申請者が違う場合）
  - ・ 様式 2：技術概要説明資料
  - ・ 様式 3：技術詳細説明資料
  - ・ 様式 4：比較表
  - ・ 実施規約 同意書（既存の NETIS 登録技術の場合に必要）
  - ・ その他参考資料：施工計画書等

- ＜＜申請に必要な書類＞＞
- ・ 様式 I-7：試行・評価申請書
  - ・ 様式 2：技術概要説明資料
  - ・ 様式 3：技術詳細説明資料
  - ・ 様式 4：比較表
  - ・ 実施規約 同意書（既存の NETIS 登録技術の場合に必要）
  - ・ その他参考資料：施工計画書等

- ＜＜申請に必要な書類＞＞
- ・ 様式 I-7：試行・評価申請書
  - ・ 様式 2：技術概要説明資料
  - ・ 様式 3：技術詳細説明資料
  - ・ 様式 4：比較表
  - ・ 実施規約 同意書（既存の NETIS 登録技術の場合に必要）
  - ・ その他参考資料：施工計画書等

## 2. 新技術活用システムにおける申請

「公共工事等における新技術活用システム」の申請には、(1)NETIS 登録申請（①新規登録、②変更・更新、③技術の改善、④従来登録からの移行）と（2）活用及び試行（技術開発者の希望による試行、施工者の希望による活用及び試行）の申請があります。



- \* 新技術 : 技術の成立性（論理的な根拠があり、技術的な事項に係る性能、機能等が当該技術の目的や国が定める基準等を満足すること）が技術を開発した民間事業者等により実験等の方法で確認されており、実用化している公共事業等に関する技術であって、当該技術の適用範囲において従来技術（公共工事等において標準的に使用され、標準積算の対象となる技術）に比べ活用の効果が同程度以上の技術又は同程度以上と見込まれる技術
- \* 活用 : 新技術を直轄工事等（国土交通省が発注する工事又は業務）において用いることです。（試行の場合は除きます）
- \* 試行 : 直轄工事等において技術の成立性等申請情報の妥当性を確認するために新技術を直轄工事等において用いることです。
- \* 技術開発者 : 技術を開発した民間事業者又は技術行使権原を有する者のことです。なお、海外の民間事業者が開発した技術については、日本国内に営業所が所在する技術行使権原を有する者とします。
- \* 試行申請型 : 試行技術を対象に、NETIS 申請者の試行申請に基づき試行を行う型のことです。
- \* 施工者希望型 : 総合評価方式の入札契約手続きにおける技術提案又は請負契約締結後における技術提案申請に基づき、施工者が NETIS 登録技術の活用又は試行（以下「活用等」といいます。）を行う型のことです。
- \* フィールド提供型については、各地方整備局及び北海道開発局が NETIS 申請者から新技術提案の募集を行いますので、最寄の申請・相談窓口にお問合せ下さい。
- \* 申請書の提出及び受理に関する詳しい事柄については、最寄の申請・相談窓口にお問合せ下さい。なお、お問合せの前には、必ず技術事務所のインターネットホームページ（巻末 p62～65）をご覧くださいませうお願いします。

### 《NETIS 掲載期間》

#### ①NETIS（申請情報）

当初に NETIS に登録した日の翌年度の 4 月 1 日から起算して 3 年を経過した日までとします。

ただし、以下の場合については、当初に NETIS に登録した日の翌年度の 4 月 1 日から起算して 5 年を経過した日までとします。

- ・ かし発生時の修補が困難な技術で直轄工事等において活用等が行われなかった技術又は試行申請型の実施に際し試行現場が見つからなかった技術のうち NETIS 申請者から NETIS への掲載期間の申し出があった NETIS 登録技術については、NETIS への登録を行った整備局等の評価会議（整備局等）が認めるもの。

#### ②NETIS（評価情報）

NETIS（評価情報）に掲載された日の翌年度の 4 月 1 日から起算して 5 年を経過した日までとします。

ただし、掲載期間中に当該技術について活用効果評価が実施され、NETIS（評価情報）に反映された場合の期限は、NETIS（評価情報）に反映した日の翌年度の 4 月 1 日から起算して 5 年を経過した日までとします。

なお、掲載期限が更新された場合でも、当初に NETIS に登録した日の翌年度の 4 月 1 日から起算して 10 年を経過した日までを限度とし、上記のただし書きにかかわらず、その日をもって掲載を終了します。

### 《既存の NETIS 登録技術の取り扱い》

- ・ 既存の申請情報 : これまでの NETIS 登録技術の申請情報は、そのまま NETIS（申請情報）に移行されます。
- ・ NETIS への掲載期間 : 従来の NETIS に登録した日の翌年度の 4 月 1 日から起算して 5 年を経過した日までとします。
- ・ 評価試行方式 A タイプとして、試行等を進めている技術については、試行申請型に移行されます。

### 3. NETIS 申請登録

#### 3.1 必要な申請書類及び提出先

新技術を NETIS 登録（①新規、②変更・更新、③技術の改善、④従来登録からの移行）する場合に必要な申請書類及び提出先は、以下のとおりです。

	①新規登録	②変更・更新	③技術の改善	④従来登録からの移行
【様式 1】新技術情報提供システム(NETIS)登録申請書	◎ 書面:1部	—	—	—
【様式 I-19】実施規約 同意書	—	—	—	◎ 書面:1部
【様式 I-15】NETIS 掲載情報の変更・更新申請書	—	◎ 書面:1部	—	—
【様式 I-16】NETIS 掲載情報の改善技術申請書	—	—	◎ 書面:1部	—
【様式 2】技術概要説明資料	◎ 書面:1部 電子データ:1式	○ 書面:1部 電子データ:1式	○ 書面:1部 電子データ:1式	様式 3、4 のみ○ 書面:1部 電子データ:1式
【様式 3】技術詳細説明資料				
【様式 4】比較表				
【その他参考資料】(様式自由)				

\* ◎: 必須 ○: 必要に応じて —: 不要 なお、提出先は全て申請・受付窓口です。

#### ◆新技術情報提供システム (NETIS) 登録申請書 (様式 1) <非公表>

NETIS 掲載情報の位置づけ、取扱い及び NETIS 登録技術に付随する責任や義務等を規定する実施規約へ同意した上で、NETIS 登録の申請を行う書類です。技術概要説明資料(様式 2)、技術詳細説明資料(様式 3)、比較表(様式 4)、その他参考資料(様式自由)を添え提出して下さい。

- ・目的: 責任者名を明示し実施規約に同意した上で、新規登録の希望を申し出るため
- ・用途: 責任者、問い合わせ先の確認資料

#### ◆実施規約 同意書 (様式 I-19) <非公表>

本格運用(平成 18 年 8 月 1 日運用開始)の新技術活用システムの実施規約について、申請者の同意を得、既登録技術を従来登録から移行するための書類です。

- ・目的: 新技術活用システムへの同意確認と従来登録からの移行のため
- ・用途: 責任者、問い合わせ先の確認資料

#### ◆技術概要説明資料 (様式 2) <公表対象>

開発目的や活用効果等の技術の特徴とともに、活用等における留意点を記載して下さい。

- ・目的: 技術の概要等を広く公開するため
- ・用途: NETIS に掲載する資料

#### ◆技術詳細説明資料 (様式 3) <一部公表対象 (P32~33 参照) >

技術の成立性を確認するための資料で、「経済性」、「安全性」、「耐久性」、「品質・出来形」、「施工性」、「周辺環境への影響」等の評価項目に関し、活用等を想定する工事等の各種基準類に対する確認値等と従来技術との比較を記載して下さい。

- ・目的: 評価に関わる客観的データを確認するため
- ・用途: NETIS に掲載する資料、事前審査及び事後評価を行う場合の参考資料

#### ◆比較表 (様式 4) <非公表>

発注者が活用等を検討する際に、従来技術や類似技術と比較検討するための参考資料とし、「経済性」、「工程・工期」、「品質」、「出来形」、「現場条件」、「設計条件」、「安全性」等を対比した比較表です。各評価項目及び総合評価について自己評価を行いその結果を記入して下さい。

- ・目的: 従来技術及び類似技術と比較するため
- ・用途: 事前審査、事後評価を行う場合の参考資料

#### ◆その他参考資料 <非公表>

新技術情報提供システム (NETIS) 登録申請書 (様式 1)、技術概要説明資料 (様式 2)、技術詳細説明資料 (様式 3)、比較表 (様式 4) を補足するための資料として、施工実績デ

ータ、第三者機関による審査証明、学術論文、自社の試験データ等を添えて提出して下さい。ただし、客観性および再現性のないものは認められません。

- ・目的：様式2、様式3、様式4を補足するため
- ・用途：事前審査、事後評価を行う場合の参考資料

◆NETIS 掲載情報の変更・更新申請書（様式 I-15） <非公表>

NETIS 申請情報の追加や訂正等を行う場合に使用する書類です。技術概要説明資料（様式2）、技術詳細説明資料（様式3）、比較表（様式4）、その他参考資料（様式自由）を添えて提出して下さい。

- ・目的：既登録技術の変更・更新の希望を申し出るため
- ・用途：変更・申請する技術や問い合わせ先の確認、NETIS への掲載（様式2：一般公開、様式3：一部公開）を行う際の資料

◆NETIS 掲載情報の改善技術申請書（様式 I-16） <非公表>

NETIS（評価情報）に記載されている技術の安全性・耐久性等の技術的事項について改善を行った場合に使用する書類です。改善後の技術が改善前と比べて有意差のあることを示す根拠資料を添えて提出して下さい。

- ・目的：既登録技術の改善を申し出るため
- ・用途：改善する技術や問い合わせ先の確認や、改善審査、NETIS への掲載（様式2：一般公開、様式3：一部公開）を行う際の資料

\* 上記の様式は、NETIS のインターネットホームページから書式ファイル（様式1：PDF形式、様式 I-19：PDF形式、様式2：入力システム、様式3：エクセル形式、様式4：エクセル形式）のダウンロードが可能です。

\* ただし、「NETIS 掲載情報の変更・更新申請書（様式 I-15）」及び「NETIS 掲載情報の改善技術申請書（様式 I-16）」は、NETIS のインターネットホームページからのダウンロードは出来ませんので、申請・相談窓口を確認して下さい。

\* インターネットホームページアドレス <http://www.kangi.ktr.mlit.go.jp/RenewNetis/newindex.asp>

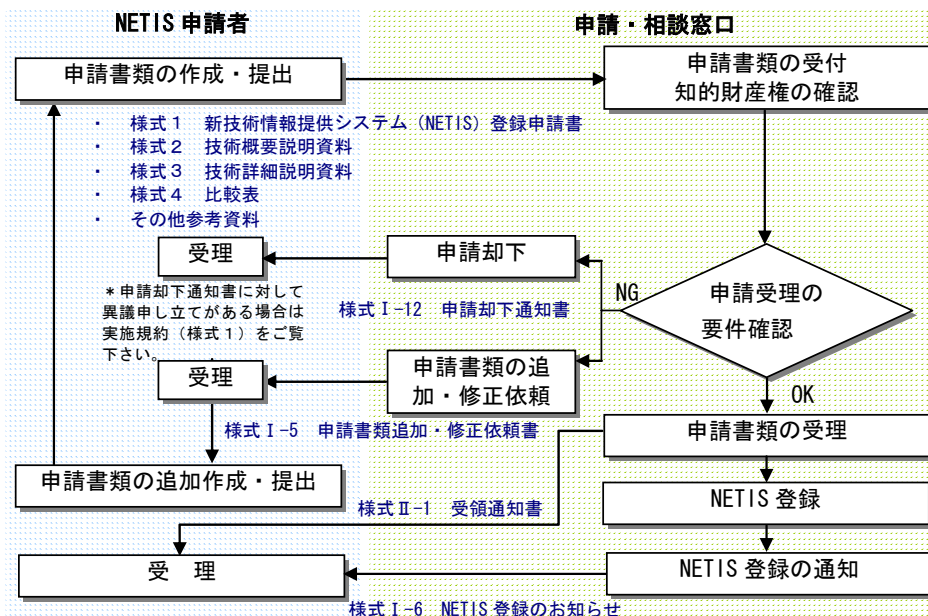
### 3.2 申請書類の記入方法

#### 3.2.1 申請の流れ

##### (1) 新規登録

新技術を NETIS（申請情報）に新規登録する場合の申請の流れは、以下のとおりです。なお、申請が受理されるまでにヒアリング等を行う場合がありますので、申請手順の詳細については、P62 の申請・相談窓口にお問い合わせ下さい。

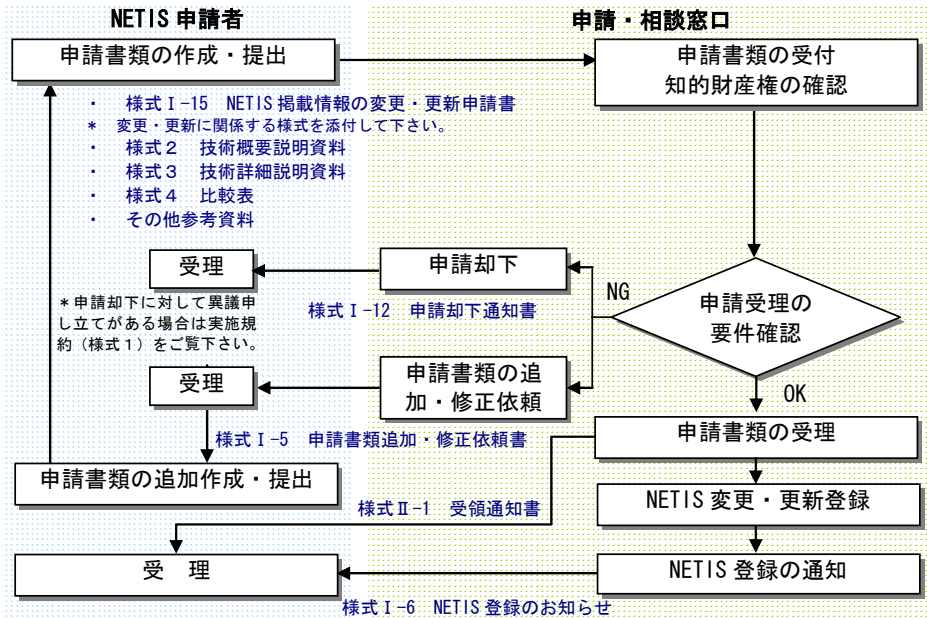
「様式1 新技術情報提供システム（NETIS）登録申請書」、「様式2 技術概要説明資料」、「様式3 技術詳細説明資料」、「様式4 比較表」の記入方法は、P8～P45 をご覧下さい。



## (2) 変更・更新

NETIS 掲載情報の変更・更新の申請の流れは、以下のとおりです。

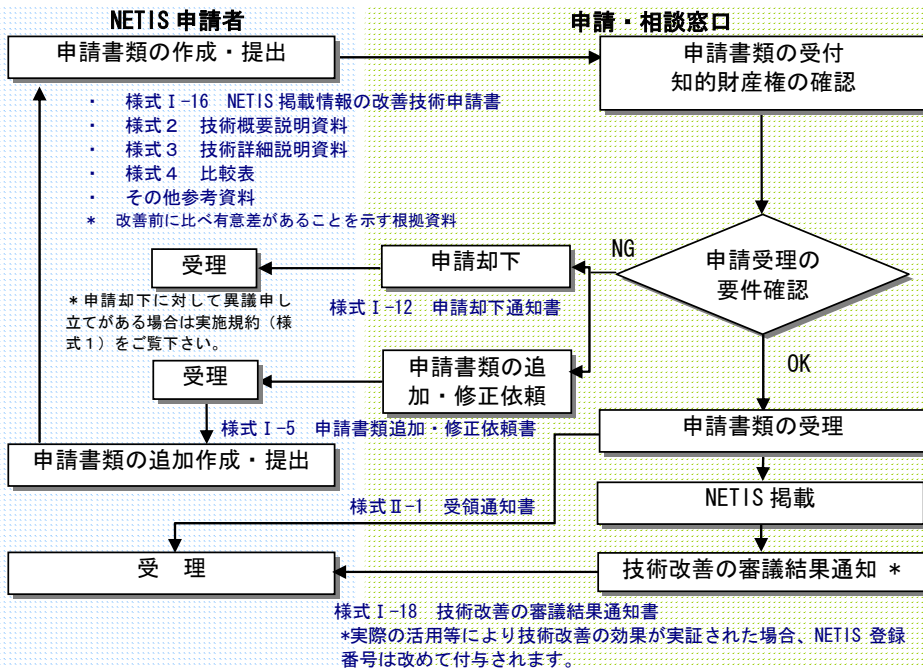
「様式 I-15 NETIS 掲載情報の変更・更新申請書」の記入方法は、P46、P47 をご覧下さい。



## (3) 技術の改善

技術開発者が NETIS（評価情報）に掲載されている技術の安全性・耐久性等の技術的事項について改善を行った場合の申請の流れは、以下のとおりです。

「様式 I-16 NETIS 掲載情報の改善技術申請書」の記入方法は、P48、P49 をご覧下さい。



## (4) 従来登録からの移行

技術開発者が、既登録技術（平成 18 年 7 月 31 日登録）について、平成 18 年 8 月 1 日に運用開始となった新技術活用システムへ移行を行う流れは、P3 のフロー（④従来登録からの移行）のとおりで す。また、「様式 I-19 実施規約 同意書」の記入方法は、「様式 1 新技術情報提供システム (NETIS) 登録申請書」に準じますので、P8、P9 をご覧下さい。



### 3.2.2 申請書類の記入方法

#### (1) 新技術情報提供システム (NETIS) 登録申請書 (様式 1)

新技術情報提供システム (NETIS) 登録申請書 (様式 1) は、NETIS 掲載情報の位置づけ、取り扱い及び NETIS 登  
技術概要説明資料 (様式 2), 技術詳細説明資料 (様式 3), 比較表 (様式 4), その他参考資料 (様式自由) を添

- インターネットホームページ (<http://www.kangi.ktr.mlit.go.jp/RenewNetis/newindex.asp>) から書式ファイルを

様式 1

**新技術情報提供システム (NETIS) 登録申請書**

平成 年 月 日

受付地整等  
国土交通省  
〇〇 地方整備局長 (北海道開発局長)  
まる 〇 殿

会社名 しんぎじゆつかぶしがいしゃ  
新技術株式会社 法人印

代表者氏名 ひょうか しこう  
評価 試行 公印

所在地 東京都千代田区〇〇

電話 03-〇〇〇〇-××××

「公共工事等における新技術活用システム」の実施規約に同意の上、下記のとおり申請します。

記

1. 技術名称 ねいていすこうぼう  
(商標名) : NETIS工法  
NETIS 登録番号(既登録) きせい : \*\*\*\*\*

2. 担当窓口: 氏名 あな せう なる なる  
〇 〇

会社名 新技術株式会社  
所属 〇部〇課  
所在地 東京都千代田区〇〇  
電話 03-〇〇〇〇-××××

FAX 03-〇〇〇〇-××××

※1: 技術名称は、その技術の内容及び特色が容易に理解できるものとして下さい。  
商標がある場合に記入してください。  
※2: 既登録技術の場合のみ記入して下さい。

2006/04/25

- 申請書を提出する年月日を記入して下さい。ただし、申請内容によって日付を変更して頂く場合もありますので、技術事務所にお問い合わせ下さい。

- 申請書を提出する地方整備局等の名称と局長名を記入して下さい。

- 法人印、公印は、所定の箇所に必ず押印して下さい。
- 会社名及び代表者名には、ふりがなを記入して下さい。
- 複数の会社によって開発された技術の場合は、「実施規約」に合意し、その内容に対して責任を担う「会社名」及び「代表者名」を記入して下さい。

- \* 法人印とは、企業が法人活動を行う際に使用されるものをいいます (例: 角印社名を刻したもので認印として用いられる印)。
- \* 公印とは、押印することにより、当該文書が真正であり、かつ効力を有することを承認するためのものをいいます。

- 提出される新技術の工法名または製品名を正確に記入して下さい。
- 技術名称は、他の技術において、商標登録されていないか、既に NETIS に登録されていないかを確認して下さい。
- \* 商標名がある場合は記載して下さい。ない場合は「-」として下さい。

- 担当窓口は、質問、追加資料の要請などへの対応調整等の窓口となる担当者を記入して下さい。
- 申請者が複数の場合は、主たる担当窓口を記入して下さい。

- 新技術情報提供システム (NETIS) 登録申請書 (様式 1) は必ず A3 で両面印刷し、二つ折りにして提出して下さい。
- 表裏 2 枚をのり付けしたもの、表裏 1 枚ずつのままのもの等で提出された場合は、受付できません。

- 裏面の記載事項を確認の上、表面の記入および押印を行って下さい。
- 誤記等の記載ミスも虚偽記載として扱われる場合がありますので、慎重に記入して下さい。

NETIS 登録技術に付随する責任や義務等を規定する実施規約への同意した上で、NETIS 登録の申請を行う書類であり、を添えて申請者の所在地の地域にある技術事務所等の相談窓口に提出するものです。

ファイルをダウンロードし、A3 両面印刷・記入して下さい。

## 実施規約

この規約は、国土交通省の「公共工事における新技術活用システム（以下、「新技術活用システム」という。）に申請する新技術（以下、「申請技術」という。）の運用に関して、NETIS 登録の申請を行う民間事業者（以下、「NETIS 申請者」という。）及び直轄工事等の活用又は試行（以下「活用等」という。）の申請を行う民間事業者（以下、「活用等申請者」という。）が、申請及び活用等において、遵守すべき事項等を定めたものである。NETIS 申請者及び活用等申請者は、この規約に同意し履行することを約して、申請書を提出するものとする。

- 1 共通 (NETIS 申請者)
  1. NETIS 申請者は、技術開発者（技術を開発した民間事業者等又は技術行使権原を有する者（当該技術についてそれ行使することができる正当な権原を有する事業者等をいう。）をいう。なお、海外の民間事業者が開発した技術にあつては、日本国内に営業所が所在する技術行使権原を有する者とする。）であること。
  - (新技術) 2. 「新技術」とは、技術の立性性が技術を開発した民間事業者等により実験等の方法で確認されており、実用化している公共工事等に関する技術であつて、当該技術の適用範囲において従来技術に比べ活用の効果が同程度以上の技術又は同程度以上と見込まれる技術をいう。
  3. 「技術の立性性」とは、論理的な根拠があり、技術的な事項に係る性能、機能等が当該技術の目的や国が定める基準等を満足することをいう。
  4. 「実用化」とは、利用者の求めに応じて当該技術を提供可能な状態にあるものをいう。
  5. 「従来技術」とは、公共工事等において標準的に使用され、標準標準の対象となる技術等をいう。
  6. 「従来技術に比べ活用の効果が同程度」とは、技術的事項及び経済性等の事項のうち、一部の事項は従来技術より優れているが、総合的な効果では従来技術と同程度であることをいう。
  7. 「活用」とは、新技術を直轄工事等（直轄における工事又は業務をいう。）において用いることをいう（試行の場合を除く。）。
  8. 「試行」とは、直轄工事等において技術の立性性等申請情報の妥当性を確認するため新技術を直轄工事等において用いることをいう。
- (NETIS の位置付け)
  9. NETIS に掲載される情報（以下「NETIS 情報」という。）は、NETIS 申請者が提出する登録申請書類に記載されている技術的事項及び経済性に係る情報等（以下「申請情報」という。）及び国土交通省の直轄工事等における当該技術の活用等に係る事前審査並びに活用等を行った結果に基づく事後評価結果に関する情報等（以下「評価情報」という。）等で構成するものである。
  10. NETIS 掲載情報は、当該技術に関する証明、認証その他の技術の裏付けを行うものではなく、新技術活用に向けた参考情報といった性格のものであること。
  11. 特記、申請情報は、技術開発者からの申請に基づく情報であり、その内容について、国土交通省及び地方整備局（北海道は北海道開発局）（以下、「整備局等」という。）が主催する新技術活用評価会議（以下、「評価会議（整備局等）」という。）が評価等を行っているものではないこと。また、申請情報の NETIS 掲載に伴う苦情、紛争等への対応は、NETIS 申請者が行うものであり、国土交通省は何らの責任も負わないこと。
  12. 評価情報は、当該技術の活用等を行った結果に基づき評価を行ったものであり、個々の現場の条件その他により評価は変わらざる等の性格を有するものである。
  13. 新技術の活用等は、現場の条件の適合性による判断に応じて設計・工事担当部署がそれぞれ行うものであり、評価結果に基づき当該技術の活用等の実施が保証されるといった性格のものではないこと。
  14. 特許権等の知的財産権については、関係法令に基づき取り扱われるものであること。
- (申請書類等及び申請技術)
  15. 技術開発者による NETIS への登録申請の受付は、原則として当該技術開発者の所在地の地域にある技術事務所等に置く相談窓口において行うものとし、平日の勤務時間内において受け付けるものとする。
  16. NETIS 申請者は、複数の個人及び法人により申請する場合は、申請しようとする当事者の間の代表者とする。この場合、この規約に定めた NETIS 申請者に係る責任の全ては、代表する NETIS 申請者が負うこと。
  17. 申請技術に知的財産権等が設定され、その権利を有する者（以下、「開発者」という。）が NETIS 申請者となる場合、NETIS 申請者は開発者の申請に係わる同意書を申請書類に添付すること。
  18. NETIS 申請者は、整備局等から NETIS 登録申請書類に係る追加資料等の提出要請がある場合は提出に応じること。
  19. NETIS 申請者は、NETIS 登録に係る申請書類及び追加資料（以下「NETIS 申請書類等」という。）の記載内容について全ての責任を負うものとし、NETIS 申請書類等の作成並びに提出に係る費用は NETIS 申請者の負担とする。
  20. 整備局等は、申請技術の活用等に伴う事項を運用する際に、その検討を委託した者に NETIS 申請書類等の内容を開示することができる。
  21. NETIS 申請者が提出する NETIS 申請書類等は、返却されない。また、提出された NETIS 申請書類は国土交通省の文書保存規程により保管され、第三者による情報開示請求の対象となる（個人情報は除く。）。
  22. NETIS 申請書類は、虚偽並びに違法性のないものでなければならない。また、申請技術は、他の技術に係る知的財産権等の権利を侵害するものであってはならない。
  23. 整備局等は、NETIS 申請書類に記載の不備がみつかった場合、相談窓口で受理した後であっても申請受理を取り消すことができる。
  24. 申請技術は、整備局等及び出光機関の事務所等が発注者となる工事等において、現場ごとの条件の適合性等に関して NETIS 情報を基に判断し活用等を行うことがある。この場合、発注者及び施工者（当該工事等の請負者等をいう。また、工事請負契約書上の請負者をいう。以下同じ。）は、NETIS 上に公表された申請情報に施工管理及び品質管理等に係る特別な記載がある場合を除き、発注者及び施工者が標準的に用いる施工及び品質等の管理手法が適用できるものとみなす。なお、申請技術の活用等を行う工事等について、発注者と施工者が交わす請負契約書等は、この規約に優先するものとする。
- II 申請技術の活用等 (試行申請型)
  25. 試行申請型は、試行技術（直轄工事等において、技術の立性性等申請情報の妥当性を確認する必要がある新技術をいう。以下同じ。）を対象に、NETIS 申請者の試行申請に基づき、事前審査の結果を踏まえて試行を行う型をいう。NETIS 登録技術のうち、試行技術（かき発生時の修繕が困難な技術を除く。）であつて、活用効果評価において従来技術に比べ活用の効果が同程度以上と評価される見込みがある技術を対象とする。なお、「試行申請型」で一度試行した技術については、「試行申請型」の対象外とする。
  26. 評価会議（整備局等）は、事前審査を行うものとする。評価会議（整備局等）は、事前審査に当たり、申請情報等に基づき、安全性・耐久性等の技術的事項及び経済性等の事項に関する確認を行う。評価会議（整備局等）（依頼を受けた場合の独立行政法人土研研究所等（以下「土研研究所」という。）を含む。）は、技術的事項及び経済性等の事項に関する確認に当たり、NETIS 申請者の同意を得て、以下の措置を行うことができる。また、以下の措置の実施に際して費用が発生した場合、NETIS 申請者に負担を求めることができる。
    - ①技術開発者に対し、安全性・耐久性等の技術的事項及び経済性等の事項に関する追加の情報等を求めること。
    - ②技術開発者に対し、技術的事項及び経済性等の事項に関する情報を得るためヒアリング等を実施すること。
    - ③建設技術の各分野における高い専門的知見を有する者等に対し、意見を聴取すること。
    - ④その他技術的事項及び経済性等の事項に関する確認のために必要な措置を行うこと。
  27. 整備局等は、事前審査の結果を NETIS 申請者に通知するものとする。また、整備局等は、事前審査の結果を NETIS（評価情報）に登録し、公表するものとする。
  28. 整備局等は、NETIS 申請者が作成する試行計画原案に基づき試行計画を作成するものとする。試行計画には、試行工事等の規模・現地条件等の実施概要、試行時の調査項目・調査方法等の調査概要及び試行に当たっての留意点その他の必要な事項を記載するものとする。試行時の調査項目等は、NETIS 申請者の希望等も影響したうえで決めるものとする。
  29. 試行調査は、直轄工事等において技術の立性性等申請情報の妥当性を確認するために行う調査であり、NETIS 申請者が試行計画に基づき実施する。試行調査に係る費用は、NETIS 申請者の負担とする。
  30. 発注事務所（工事請負契約書上の発注者をいう。以下同じ。）は、対象となる技術が難易度の高い試行技術の場合は、試行調査の調査内容、調査方法等について、評価会議（整備局等）事務所を通じて土研研究所等の事前の確認を受けるものとする。
  31. 発注事務所は、試行の実施に必要な費用を試行の実施工事の工事費に計上するものとする。
  32. 試行の実施は、必要に応じて試行を行う工事等の実施箇所において標準的に使用される従来技術を用いた場合の標準単価を上限とし、試行に当たり標準単価を超える費用が生じる場合は、試行調査に上乗せの費用を計上し、NETIS 申請者の負担とする。ただし、評価会議（整備局等）により画期的な技術と見込まれた技術又は評価会議（整備局等）が従来技術に比べ優れた効果が見込まれ標準単価を超える費用負担について考慮すべきと判断した技術については、この限りではない。また、申請技術を用いることで標準単価を下回る場合は適切な費用を計上する。
  33. 活用効果調査は、発注事務所、NETIS 申請者それぞれが行うものとする。発注事務所は、対象となる技術が難易度の高い試行技術の場合は、評価会議（整備局等）事務所を通じて土研研究所等に対して、安全性・耐久性等の技術的事項及び経済性等の事項に関する確認を依頼するものとする。なお、土研研究所等において確認を行うに当たって、専門家からなる検討会に伴う費用や試験の実施に伴う費用その他の特別な費用が発生する場合は、NETIS 申請者が評価会議（整備局等）を通じて土研研究所等に対して依頼を行うものとし、当該費用は NETIS 申請者の負担とする。
  34. NETIS 申請者による活用効果調査に当たっては、信頼度の高い調査結果を得る観点から、調査方法及び調査場所等について第三者機関等（難易度の高い技術等の場合は第三者機関）の確認を受けるものとする。なお、調査費用は、NETIS 申請者の負担とする。ここに、「第三者機関」とは、公共工事等に関する技術の審査に精通する民法第 34 条に規定する法人をいい、「第三者機関等」とは、第三者機関及び当該技術分野に精通する大学等の専門家をいう。
  35. 整備局等は、事前審査で試行の実施が妥当と判断された技術（以下「試行実施技術」という。）について、NETIS 申請者の試行条件の希望等を踏まえ、発注事務所に対し試行現場の照会を行い、受け入れ可能な現場より試行現場を選定する。なお、試行現場の照会期間は、最初の照会を行った日から起算して 2 年を経過した日までに、その期間内に該当する試行現場がみつからない場合は、試行実施を中止するものとし、その旨を NETIS 申請者に通知する。
  36. NETIS 申請者は、発注者が試行工事等の設計図書を公示を行う前であれば、申請技術の試行中止を申し出ることができるものとするが、発注者が試行工事等の設計図書を公示した後は、活用等申請者からの試行中止の申し出はできない。
- (発注者希望型)
  37. 発注者希望型は、直轄工事等における現場ニーズ・行政ニーズ等により必要となる NETIS 登録技術を対象に、直轄工事等における新技術の適用範囲と活用効果等の確認又は有用な新技術の活用の促進を目的として、工事等の発注に当たって発注者が新技術を指定することにより活用等を行う型をいう。
  38. 発注事務所は、指定する技術が試行技術の場合は、技術の指定に先立ち、原則として評価会議（整備局等）に対して事前審査を依頼するものとする。また、発注事務所は、その他の技術についても必要と認められる場合は、技術の指定に先立ち評価会議（整備局等）に対して事前審査を依頼することができる。発注事務所又は評価会議（整備局等）（依頼を受けた場合の土研研究所等を含む。）は、技術的事項及び経済性等の事項に関する確認に当たり、NETIS 申請者の同意を得て、以下の措置を行うことができる。また、以下の措置の実施に際して、費用が発生した場合、NETIS 申請者に負担を求めるものとする。
    - ①技術開発者に対し、安全性・耐久性等の技術的事項及び経済性等の事項に関する追加の情報等を求めること。
    - ②技術開発者に対し、技術的事項及び経済性等の事項に関する情報を得るためヒアリング等を実施すること。
    - ③建設技術の各分野における高い専門的知見を有する者等に対し、意見を聴取すること。
    - ④その他技術的事項及び経済性等の事項に関する確認のために必要な措置を行うこと。
  39. 発注事務所は、試行技術の試行を行う場合は、原則として施工者に調査の実施を指示し、試行調査を行うものとする。
  40. 発注事務所又は調査を実施する施工者が、試行調査を的確に行う観点から必要と判断した場合は、NETIS 申請者と調査内容等について連絡調整を行う場合がある。
- (施工者希望型)
  41. 施工者希望型は、総合評価方式における技術提案に基づき施工者が NETIS 登録技術の活用等を行う型（総合評価方式における技術提案の場合）及び請負契約締結後に技術提案申請に基づき施工者が NETIS 登録技術の活用等を行う型（請負契約締結後提案の場合）をいう。
  42. 活用等申請者は施工者とする。施工者は、施工者希望型において申請技術の試行を希望する場合、受注した工事等で申請技術の試行を行うことについて発注者（本官契約による工事の場合は総括監督員とする。以下、「発注者」という。）は、発注者が総括監督員を含む。）の承認を得なければならない。また、試行・評価申請書に発注者の承認を示す書面を添付し、発注事務所等を通じて相談窓口へ提出すること。
  43. 施工者は、施工者希望型において申請技術又は NETIS 登録技術の活用を希望する場合は、受注した工事等で申請技術の活用を行うことについて発注者の承認を得なければならない。また、発注者の承認を示す書面を申請書類に添付すること。
  44. 施工者希望型において申請技術の活用等を行う場合、発注者と施工者が交わす請負契約書等は、この規約に優先するものとする。
  45. 発注事務所又は評価会議（整備局等）（依頼を受けた場合の土研研究所等を含む。）は、技術的事項及び経済性等の事項に関する確認に当たり、施工者の同意を得て、以下の措置を行うことができる。また、以下の措置の実施に際して、費用が発生した場合、施工者に負担を求めることができる。

- ①技術開発者に対し、安全性・耐久性等の技術的事項及び経済性等の事項に関する追加の情報等を求めること。
  - ②技術開発者に対し、技術的事項及び経済性等の事項に関する情報を求めるためヒアリング等を実施すること。
  - ③建設技術の各分野における高い専門的知見を有する者等に対し、意見を聴取すること。
  - ④その他技術的事項及び経済性等の事項に関する確認のために必要な措置を行うこと。
46. 試行技術の試行を行う場合は、原則として試行調査を行うものとする。なお、試行調査に要する費用は、施工者の負担とする。
47. 発注事務所又は調査を実施する施工者が、試行調査を的確に行う観点から必要と判断した場合は、NETIS 申請者と調査内容等について連絡調整を行う場合がある。
48. 活用効果調査は、活用等を行う発注事務所、施工者それぞれが行うものとする。発注事務所は、対象となる技術が難易度の高い試行技術の場合は、評価会議（整備局等）事務局を通じて土木研究所等に対して、安全性・耐久性等の技術的事項及び経済性等の事項に関する確認を依頼するものとする。なお、土木研究所等において確認等を行うに当たって、専門家からなる検討会の開催に伴う費用や試験の実施に伴う費用その他の特別な費用が発生する場合は、施工者の同意の上で、施工者が評価会議（整備局等）を通じて土木研究所等に対して依頼を行うものとし、当該費用は施工者の負担とする。
49. 施工者による活用効果調査に当たっては、活用等を行う技術が試行技術の場合は、信頼度の高い調査結果を得る観点から、調査方法及び調査結果について第三者機関等（難易度の高い試行技術の場合は第三者機関に限る。）の確認を受けるものとし、その費用は施工者が負担するものとする。
- （フィールド提供型）**
50. フィールド提供型は、直轄工事における現場ニーズ・行政ニーズ等により、具体的なフィールドを想定して求める技術要件を明確にしたうえで、広く技術開発者から技術提案の募集を行い、NETIS 申請者から応募された NETIS 登録技術について審査・選考し、工事等の発注に当たって発注者が選考された新技術を指定することにより試行を行う型をいう。
51. 整備局等は、現場ニーズ・行政ニーズを踏まえ、新技術の募集に係るテーマ及び条件等を検討し、技術募集テーマを設定する。整備局等は、設定された技術募集テーマに基づき、NETIS 申請者（NETIS 登録申請を同時に行う技術開発者を含む。本項において以下同じ。）から新技術提案を募集を行う。NETIS 申請者からの応募申請の受付は、募集時に定める方法により整備局等の受付窓口において行うものとする。整備局等が公募にあり公示する応募資格及び試行並びに評価に係る規程は、この規程に優先する。
52. 評価会議（整備局等）（依頼を受けた場合の土木研究所等を含む。）は、技術的事項及び経済性等の事項に関する確認に当たり、以下の措置を行うことができる。また、以下の事項に関する費用が発生した場合は、NETIS 申請者に対し、同意を得たうえで、負担を求めることができる。
- ①技術開発者に対し、安全性・耐久性等の技術的事項及び経済性等の事項に関する追加の情報等を求めること。
  - ②技術開発者に対し、技術的事項及び経済性等の事項に関する情報を求めるためヒアリング等を実施すること。
  - ③建設技術の各分野における高い専門的知見を有する者等に対し、意見を聴取すること。
  - ④その他技術的事項及び経済性等の事項に関する確認のために必要な措置を行うこと。
53. 整備局等は、評価会議（整備局等）の技術選考の結果を NETIS 申請者に通知するものとする。また、インターネット等により、評価会議（整備局等）の技術選考の結果を公表するものとする。
54. 整備局等は、原則として、NETIS 申請者が作成する試行計画原案に基づき試行計画を作成するものとする。試行計画には、提供するフィールドにおける試行工事等の規模・現地条件等の実施概要、試行時の調査項目・調査方法等の調査概要及び試行に当たっての留意点その他の必要な事項を記載するものとする。
55. NETIS 申請者は、試行調査を行うものとする。調査に係る費用は、NETIS 申請者の負担とする。
56. 活用効果調査は、発注事務所、NETIS 申請者それぞれが行うものとする。発注事務所は、対象となる技術が難易度の高い試行技術の場合は、評価会議（整備局等）事務局を通じて土木研究所等に対して、安全性・耐久性等の技術的事項及び経済性等の事項に関する確認を依頼するものとする。なお、土木研究所等において確認等を行うに当たって、専門家からなる検討会の開催に伴う費用その他の特別な費用が発生する場合は、NETIS 申請者の同意の上で、施工者が評価会議（整備局等）を通じて土木研究所等に対して依頼を行うものとし、当該費用は NETIS 申請者の負担とする。
57. NETIS 申請者による活用効果調査に当たっては、信頼度の高い調査結果を得る観点から、調査方法及び調査結果について第三者機関等（難易度の高い試行技術の場合は第三者機関に限る。）の確認を受けるものとする。なお、その調査費用は NETIS 申請者が負担するものとする。
- （事後評価）**
58. 新技術の事後評価は、「試行実証評価」及び「活用効果評価」から構成される。
59. 試行実証評価は、評価会議（整備局等）が試行調査の結果に基づき、安全性・耐久性等の技術的事項及び経済性等の事項について、試行調査の結果と申請情報の内容との比較を行うこと、国が定める基準等を満たしているかを確認すること等、直轄工事における技術の成立性等申請情報の妥当性を確認し評価するものである。
60. 活用効果評価は、評価会議（整備局等）が技術の成立性が確認された技術について、新技術の活用効果等を総合的に判断するため、活用効果調査の結果に基づき、当該技術の優位性、安定性、現場適用性を総合的に評価するものである。
61. 整備局等は事後評価の公表に先立ち、NETIS 申請者に対して公表を行う予定の事後評価結果を通知する。NETIS 申請者から 96 項による「事後評価結果の公表への異議申立書」等の提出がなかった場合は、異議がないものとして取り扱うものとし、事後評価結果を公表する。
- （活用等の中止若しくは中断等）**
62. 整備局等は、活用等申請を受けた技術について試行が困難であると判断したとき、申請技術の試行を行わないことがある。
63. 整備局等は、次のいずれかに該当する場合、活用等、事前審査及び事後評価の中止若しくは中断を行うことができる。
- ①申請書類等の内容に、虚偽又は誇大表示又は他の技術の中傷表示が認められたとき又は疑いがあるとき
  - ②申請技術が、他の技術の知的財産権等を侵害したと認められたとき又は疑いがあるとき
  - ③申請技術に関して、法律に基づく処罰等を受けたとき又は係争が生じたとき
  - ④申請技術を適用した直轄工事等で事故及び不具合等が生じた場合において、申請技術が原因であると認められるとき又は疑いがあるとき
  - ⑤申請者が、この規約に違反したとき
  - ⑥申請者が技術開発者の技術行使権原を有する者である場合、その技術行使権原が消滅したこと又は技術行使権原を有する者が技術開発者と円滑な連絡が取れなくなったことを整備局等が確認したとき
  - ⑦NETIS に掲載する連絡先との連絡がとれないことを整備局等が確認したとき
  - ⑧その他、整備局等又は評価会議（整備局等）が必要と認めたとき
64. 活用等申請者は、前項の中断理由となった要因等の解決がなされた場合、その解決の方法及び結果を明示した書類の提出とともに申請技術の活用等及び事前審査並びに事後評価の再開を整備局等に申し出ることができる。
- （発注者並びに施工者への協力）**
65. NETIS 申請者は、申請技術の活用等にあたり発注者若しくは施工者から安全な施工及び品質の確保等に関する計画の要請を受けた場合は、この申請技術に係る技術資料及びノウハウの提供、施工等に係る助言、或いは技術者の派遣による指導等の協力を行うこと。なお、この協力に係る費用は発注者若しくは施工者と NETIS 申請者で負担についての協議を行い決定するものとする。
- （活用等における不具合等への対応）**
66. 活用等申請者は、申請技術の試行を実施した後、この申請技術の活用等による不具合等が生じた場合は、活用等申請者の負担により不具合等の修復を行わなければならない。
67. 活用等申請者は、申請技術の活用等の中で前項の修復ができない場合は、活用等申請者の負担により発注者又は当該工事等の施工者が指示する方法で修復を行わなければならない。
68. 活用等申請者は、前 2 項による負担が過大であると考えられる場合、整備局等に対して負担の軽減を申し出ることができる。この場合、活用等申請者は過大と考える内容及び理由並びに根拠を明示した書面とともに整備局等に申し出ること。
- （活用等に係る責任）**
69. NETIS 申請者若しくは活用等申請者は、国土交通省が発注者となる工事等でこの申請技術の活用等により生じる一般的損害、第三者に及ぼした損害及びかし担保に係る責任を負うものとする。
70. なお、別に申請者責任についての規定がある場合は、その規定をこの規約より優先する。
- （一般的損害）**
71. NETIS 申請者若しくは活用等申請者は、施工者による工事等目的物（申請技術を活用等する工事等目的物）の、発注者への引き渡し前に、この申請技術の活用等により工事等目的物について生じた損害及び申請技術の活用等に関して生じた損害（第三者に及ぼした損害又は不可抗力による損害を除く）については、その費用を負担すること。ただし、その損害のうち発注者又は施工者の責に帰すべき事由により生じたものについては、その責の原因者が負担する。
- （第三者に及ぼした損害）**
72. NETIS 申請者若しくは活用等申請者は、工事等（申請技術を活用等する工事等をいう。）の施工又は履行（以下、「施工等」という。）において、この申請技術の活用等により第三者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち発注者又は施工者の責に帰すべき事由により生じたものについては、その責の原因者が負担する。
73. 前項の規定にかかわらず、申請技術の活用等に伴い通常避けられない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたとき（申請技術が工事等の施工等に伴う騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の防止または低減等を適用効果としている場合は除く）は、発注者がその損害を負担すること。ただし、その損害のうち申請技術の活用等につき施工者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては施工者が負担する。
74. 前 2 項の場合及びその他工事等の施工等について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び施工者並びに NETIS 申請者若しくは活用等申請者が協力してその処理解決に当たるものとする。
- （不可抗力による損害）**
75. 施工者による工事等で工事等目的物の発注者への引き渡し前に、天災等（発注者が設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る）で発注者及び施工者並びに NETIS 申請者若しくは活用等申請者の責に帰することのできないもの（以下、「不可抗力」という。）により、工事等目的物、仮設物又は工事等現場に搬入済み工事等材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、発注者と施工者による工事請負契約若しくは設計業務等の委託契約書によるものとする。（工事請負契約書第 29 条等の適用等）ただし、申請技術の活用等にあつては不可抗力により NETIS 申請者若しくは活用等申請者が受けた損害については、原則 NETIS 申請者若しくは活用等申請者が負担する。
- （かし担保）**
76. 発注者は、工事等目的物にこの申請技術の活用等によるかしがあるときは、NETIS 申請者若しくは活用等申請者に対して相当の期間を定めてそのかしの修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求できる。ただし、この申請技術の活用等にあつてはかしが重要ではなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、発注者は、修補を請求することはできない。
77. 前項の規定にかかわらず、修補又は損害賠償の請求は、この申請技術の活用等による工事等目的物を発注者より引き渡しを受けた日から原則として、木造の建物等の建設工事の場合には 1 年以内、コンクリート造等の建物等又は土木工作物の建設工事及び設備工事の場合には 2 年以内に行わなければならない。ただし、そのかしが NETIS 申請者若しくは活用等申請者の故意又は重大な過失により生じた場合には、当該請求を行うことができる期間は 10 年とする。
- （損害及びかしの確認、費用負担等）**
78. NETIS 申請者若しくは活用等申請者及び発注者並びに施工者は、69 項、71 項、72 項、75 項及び 76 項の損害又はかし（以下、「かし等」という。）を発見若しくは第三者からの連絡を受けた場合は、ただちに互いに連絡をとり、かし等の状況、発生の原因等の事実確認を行うものとする。
79. 前項に係る事実確認を行うときは、NETIS 申請者若しくは活用等申請者及び発注者並びに施工者が協議のうえ事実確認に必要な調査の分担を決定する。ただし、協議開始から 15 日以内に協議が整わない場合には、発注者が調査の分担を定め、NETIS 申請者若しくは活用等申請者及び施工者に通知できるものとする。事実確認に必要な調査に係る費用（以下、「原因調査費」という。）は、前項により原因者が特定されるまでは調査を分担する者の負担とする。
80. NETIS 申請者若しくは活用等申請者は、78 項による事実確認が必要な事態になった場合には、遅滞なく発注者及び施工者に連絡し事態の報告をしなければならない。また、整備局等から事態の説明を求められた場合は、この求めに応じなければならない。この場合、説明に係る費用は申請者の負担とする。
81. かし等に係る原因者が NETIS 申請者若しくは活用等申請者及び発注者並びに施工者のいずれかに特定された場合は、この原因者を除く NETIS 申請者若しくは活用等申請者及び発注者並びに施工者は原因者に対して、71 項、72 項、73 項及び 75 項、76 項により負担した修復若しくは修補費用及び損害費用、79 項により負担した原因調査費用の支払を請求することができる。なお、原因及び原因者が特定できない場合は、活用等申請者に対して、71 項、72 項、73 項及び 75 項、76 項により負担した修復若しくは修補費用及び損害費用の支払いを請求することができる。ただし、79 項により負担した調査費用については、調査を分担した者が負担する。

### III NETIS 登録について

#### (申請技術情報の NETIS 登録及び掲載等)

82. NETIS 申請者が提出する申請書類の様式-2及び様式-3の記載内容等は、NETIS に登録され掲載するものとする。
83. NETIS 申請者は、NETIS への掲載により申請書類に記載内容に係わる紛争等が生じた場合、自らの責任で適切な措置を講じなければならない。
84. 整備局等は、申請技術に係る評価情報を公表する。
85. 整備局等は、必要に応じて申請技術の活用等に関する内容及び経緯等の情報を公表することができる。
86. 整備局等は、78 項による原因等の事実確認の期間中、必要に応じて発生した事象の内容を事実確認中である旨を付記したうえで公表することができる。
87. 整備局等は、この規約に基づく公開又は公表により NETIS 申請者若しくは活用等申請者又は技術開発者に不利益が生じた場合においても、NETIS 登録に係る整備局等の責に帰するものを除き責任を負わない。

#### (登録取り直し)

88. 整備局等は、登録期間を過ぎた申請技術及び登録抹消を決定した申請技術は、NETIS から登録を抹消する。この場合、登録抹消と同時に申請技術情報の公開も終了するものとする。
89. なお、登録期間終了後であっても 83 項の「NETIS への掲載により申請情報に係わる紛争等が生じた場合の責任」及び 69 項の NETIS への掲載中に着手された「活用等に係る責任」における NETIS 申請者若しくは活用等申請者の責任は継続するものとする。
90. 整備局等は、63 項に該当する場合に申請技術の NETIS への掲載の中止を行うことができる。
91. NETIS 申請者若しくは活用等申請者は、63 項①から⑥に該当する事象が生じたときまたは疑いがあるときは、遅滞なく整備局等に報告しなければならない。
92. NETIS 申請者は、NETIS への掲載の中止理由となった要因等の解決がなされた場合、その解決の方法及び結果を明示した書類の提出とともに、NETIS への掲載の再開を整備局等に申し出ることができる。
93. 整備局等は、次の①から⑥のいずれかに該当する場合、当該技術の NETIS 掲載情報を NETIS から削除する。
  - ① NETIS 申請者が書面にて NETIS への掲載の削除を申し出たとき
  - ② 95 項における NETIS の掲載期間が終了したとき
  - ③ 63 項①から⑥に該当する場合において、その事由の内容や事由が判明するに至った経緯等を総合的に勘案して、故意に基づくもの等悪質である又は重大であると整備局等又は評価会議(整備局等)が判断したとき
  - ④ 63 項⑦に該当する場合において、NETIS に掲載する連絡先との連絡がとれないことを整備局等が確認した日から 6 ヶ月以内に NETIS 申請者から連絡先変更の申し出等がなく、その後、登録申請書類に記載の連絡先が NETIS 申請者と連絡がとれないことを整備局等が改めて確認したとき
  - ⑤ 90 項により申請技術の NETIS 掲載を中止してから、中止の状況が 1 年以上継続したとき
  - ⑥ その他、整備局等又は評価会議(整備局等)が必要と認めるとき
94. 整備局等は、この規約に基づく登録抹消及び NETIS 掲載の中止により NETIS 申請者若しくは活用等申請者又は技術開発者に不利益が生じた場合においても、NETIS 登録に係る整備局等の責に帰するものを除き責任を負わない。

#### (情報の提供期間)

95. NETIS における掲載期間は以下のとおりである。

##### ① NETIS (申請情報)

- (ア) NETIS (申請情報)の掲載期間は、当初に NETIS に登録した日の翌年度の 4 月 1 日から起算して 3 年を経過した日までとする。ただし、かし発生時の修補が困難な技術で直轄工事等において活用等が行われなかった技術又は試行申請型の実施に際し試行現場が見つからなかった技術のうち NETIS 申請者から NETIS への掲載期間の延長の申し出があった NETIS 登録技術については、NETIS への登録を行った整備局等の評価会議(整備局等)が認めるもの限り、当初に NETIS に登録した日の翌年度の 4 月 1 日から起算して 5 年を経過した日まで、NETIS (申請情報)の掲載期間を延長することができる。

- (イ) NETIS (評価情報)に提供されている技術については、前項にかかわらず NETIS (評価情報)への掲載期間中、NETIS (申請情報)における掲載も継続される。

- (ウ) 同一技術について再申請登録は認めないものとする。

##### ② NETIS (評価情報)

- (ア) NETIS (評価情報)の掲載期間は、NETIS (評価情報)に掲載された日の翌年度の 4 月 1 日から起算して 5 年を経過した日までとする。ただし、掲載期間中に当該技術について活用効果評価が実施され、NETIS (評価情報)に反映された場合の NETIS (評価情報)の掲載期間は、NETIS (評価情報)に反映した日の翌年度の 4 月 1 日から起算して 5 年を経過した日までに変更されるものとする。

- なお、掲載期間が変更された場合においても、当該技術に対する掲載期間は、当初に NETIS に登録した日の翌年度の 4 月 1 日から起算して 10 年を経過した日までを限度とし、上記ただし書きにかかわらず、その日をもって掲載を終了する。

- (イ) NETIS 申請者が、NETIS (評価情報)に掲載されている技術について改善が行われた場合の NETIS 掲載期間は、新たな申請情報が NETIS (申請情報)に掲載された日を「当初に NETIS に登録された日」とみなして①の運用を行う。

### IV 異議申し立て等

#### (異議申し立て)

96. NETIS 申請者は、事後評価結果に不服がある場合又は事後評価結果の公表に異議がある場合は、事後評価を通知した日の翌日から起算して 10 日(4 月 29 日から 5 月 5 日までの 7 日間及び 12 月 28 日から 1 月 3 日までの 7 日間)に含まない。本項における日数については以下同じ。)以内に、「事後評価結果への理由説明要求書」又は「事後評価結果の公表への異議申し立て書」(以下「事後評価結果への要求書等」という。)を評価担当の整備局等の評価会議(整備局等)事務局(整備局等長宛)に提出するものとする。
97. 当該評価会議(整備局等)事務局は、「事後評価結果への要求書等」提出期限の翌日から起算して 10 日以内に、「事後評価結果への要求書等」の内容に基づきヒアリングを実施し、「事後評価結果への要求書等」提出期限の翌日から起算して 15 日以内に「事後評価結果への要求書等」に対する回答を当該評価会議(整備局等)事務局(整備局等の局長)から通知するものとする。
98. NETIS 申請者は、「事後評価結果への理由説明要求書」に対する回答について不服がある場合、回答を通知した日の翌日から起算して 10 日以内に「事後評価結果に関する不服申請書」を評価担当の整備局等の評価会議(整備局等)事務局(整備局等長宛)に提出するものとする。
99. 評価会議(整備局等)は、「事後評価結果に関する不服申請書」の提出期限の翌日から起算して 15 日以内に不服審査を実施し、評価会議(整備局等)事務局(整備局等の局長)から申請者に不服審査の結果(再度評価内容を検討する旨等を含む。)を通知する。
100. NETIS 申請者は、評価会議(整備局等)による不服審査の結果に不服がある場合は、不服審査の結果の通知の翌日から起算して 10 日以内に「NETIS 登録抹消」を評価担当の整備局等の評価会議(整備局等)事務局(整備局等長宛)に提出することができる。整備局等は「NETIS 登録抹消」が提出された場合は、その受領後速やかに、当該技術について NETIS 登録の抹消を行う。
101. NETIS 申請者は、「事後評価結果への要求書等」を提出した後に、事後評価結果又は事後評価結果の公表について了承した場合は、速やかに「事後評価結果の公表への同意書」を評価担当の整備局等の評価会議(整備局等)事務局(整備局等の局長宛)に提出するものとする。
102. NETIS 申請者から、「事後評価結果に関する不服申請書」又は「NETIS 登録抹消」の提出がなく、かつ「事後評価結果の公表への同意書」が事後評価結果を通知した日の翌日から起算して 90 日以内に提出先になかった場合は、「NETIS 登録抹消」が提出されたものとして取り扱うものとする。
103. 事前審査の取り扱いについては、61 項、96 項、97 項、98 項、99 項、100 項、101 項及び 102 項を準用するものとし、この場合「事後評価」を「事前審査」に読み替えるものとする。

#### (疑義の協議等)

104. NETIS 申請者若しくは活用等申請者は、この規約の各項の規定において疑義がある場合は、疑義の内容と理由を明示した文書により整備局等に回答を求めることができる。
  105. 整備局等は、前項による疑義の申し入れがあった場合は、NETIS 申請者若しくは活用等申請者と協議し疑義について回答するものとする。ただし、協議開始から 30 日以内に協議が整わない場合には、整備局等が定め NETIS 申請者若しくは活用等申請者に通知する。
  106. この規約における NETIS 申請者若しくは活用等申請者の責任は、NETIS 登録抹消後及び NETIS 掲載中止後若しくは NETIS 掲載中断期間であっても、これ以前に実施又は契約締結された当該申請技術の活用等について、かし担保の有効期間の間は継続するものとする。
- (その他)
107. 本実施規約で定める活用等申請者及び NETIS 申請者の責任は、本実施規約に別途の規定がある場合を除き、無過失責任とする。
  108. 前項の事前審査及び事後評価における安全性には、労働安全衛生法上の安全性は含まない。
  109. 整備局等は、事前審査、試行実証評価、活用効果調査及び活用効果評価の客観性について責任を負うものとする。事前審査、試行実証評価、活用効果調査及び活用効果評価の結果により NETIS 申請者若しくは活用等申請者に不利益が生じた場合においても、整備局等が故意に客観性を欠く行為を行った場合を除き、事前審査及び事後評価の結果について責任を負わない。
  110. NETIS 申請者若しくは活用等申請者は、試行工事等の知り得た情報は外部に漏らしてはならない。
  111. NETIS 申請者若しくは活用等申請者は、自己の申請技術に係る NETIS に掲載された情報を常に管理し、内容等に変更を生じた場合は速やかに整備局等へ修正等の更新手続きをとらなければならない。
  112. この規約において整備局等との間で用いる言語及び申請書類等に用いる言語は、日本語とする。
  113. この規約は、日本国の法令に準拠するものとする。
  114. この規約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
  115. この規約で定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。

(2) 技術概要説明資料（様式 2）

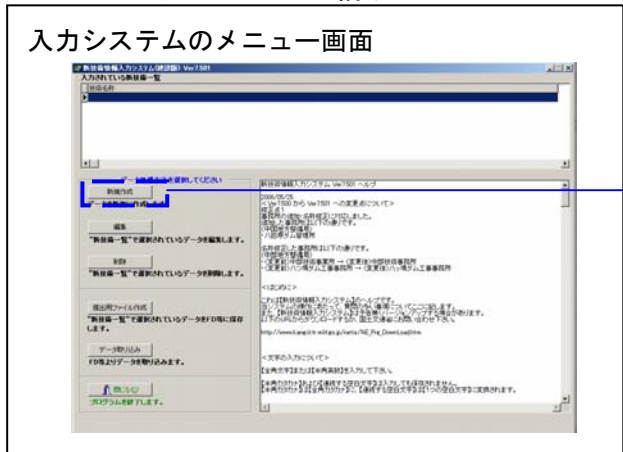
技術概要説明資料（様式 2）は、技術の特徴（開発目的や活用効果など）とともに、活用にあたっての留意点について

A. 入力システムのインストール

- ・ 技術概要説明資料（様式 2）の作成は、入力システムによって行います。
- ・ 入力システムは、NETIS のインターネットホームページよりダウンロードして下さい。
- ・ 入力システムのダウンロード方法は、NETIS のインターネットホームページ上に掲載されていますので、参照下さい。
- ・ インターネットホームページアドレス : <http://www.kangi.ktr.mlit.go.jp/RenewNetis/NewIndex.asp>

B. 技術情報の入力および保存方法

a. 入力システムの入力メニュー構成



①名称・分類等 : P16, P17

②概要 : P18~P21

意点について記載して下さい。

④施工実績等：P28～P31

新技術導入システム(建設) WebForm

建設現場 建設現場との比較 施工実績等 | 印刷ボタン | ヘルプ | 戻る

建設名称  ※タイルが 大字の項目は入力必須項目です。

**実績情報**

実績件数(国土交通省及び建設省)  
 国土交通省  件  
 (※再入力)  
 現在入力している新技術に関するものは入力しないで下さい。  
 実績追加 実績編集 実績削除 国土交通省における施工実績(20件まで)

工番号	事業種別	地方整備局名	建設所

実績件数(国土交通省以外)  
 その他公開範囲  件  
 (※再入力)  
 公開  件  
 (※再入力)  
 現在入力している新技術に関するものは入力しないで下さい。  
 実績追加 実績編集 実績削除 国土交通省以外における施工実績(20件まで)

工番号  施工種別  施工者(委託先)  施工期間

**特許-実用新案**

特許  特許  出願中  出願予定  無し  特許-特用実績  
 ※特許の備忘:特許番号

実用新案  出願中  出願予定  無し  実用新案-特用実績  
 ※特許の備忘:特許番号

**第三者評価-調査票**

建設現場調査証明 | 建設現場評価 | その他の制度等による証明

建設現場(番号)   
 評価年月日  (※再入力) 例: 1987/04/01  
 評価機関   
 URL  (※再入力)

現在入力している新技術に関するものは入力しないで下さい。  
 (20件まで)  
 説明項目 説明-調査内容 結果

説明項目	説明-調査内容	結果

**写真等実績状況**

写真  選択  フラッシュ  写真タイトル   
 ファイル名   
 表示タイトル  見出し 削除 実行

A	B	C	D	E	F	G	H
1							
2							
3							
4							
5							

**添付資料**

添付資料  選択  フラッシュ  写真タイトル   
 ファイル名   
 表示タイトル  見出し 削除 実行

**添付文書**

添付文書  選択  フラッシュ  写真タイトル   
 ファイル名   
 表示タイトル  見出し 削除 実行

その他の写真(再入力) 画像ファイル名を指定して下さい。  
 その他の写真1  選択  フラッシュ  写真タイトル   
 ファイル名   
 その他の写真2  選択  フラッシュ  写真タイトル   
 ファイル名   
 その他の写真3  選択  フラッシュ  写真タイトル   
 ファイル名

※ その他の2以降の画像は最後に表示されます。  
 写真や図などは、GIF あるいは、JPEG 形式の画像ファイルにしてください。  
 画像の横縦は最大でも、横600ピクセル(ピクセル)におさまるようにしてください。  
 画像ファイルの大きさは 1024 ｘ 1024 以内になしてください。

③従来技術との比較：P22～P27

新技術導入システム(建設) WebForm

建設現場 建設現場との比較 施工実績等 | 印刷ボタン | ヘルプ | 戻る

建設名称  ※タイルが 大字の項目は入力必須項目です。

**活用の効果**

従来技術名  活用の効果

比較の対象となる従来技術名を記入してください。以下の各項目を入力することはできません。  
 従来性及び工種は、「活用の効果の欄」にて、新技術及び従来技術の記号を記入してください。  
 提出された変化量により自動的に選択されます。

従来性  向上  同程度  低下  変化量  % 比較のポイント

工種  従来  同程度  増加  減少  %

品質  向上  同程度  低下

安全性  向上  同程度  低下

施工性  向上  同程度  低下

従来技術への影響  向上  同程度  低下

従来技術のデメリット(従来技術への有効性) (全角127文字)

**施工準備**

文章 (半角255文字) 及び 連続する「\n」は入力できません。 全角で 1000文字まで

登録済みの費用が対象で、以下の表に記入してください。

表タイトル  見出し 削除 実行

A	B	C	D	E	F	G	H
1	工種	費用					
2	材料費						
3	施工費						
4	設計						
5							

歩掛り表  無し  標準歩掛  支援標準歩掛  協定歩掛  自社歩掛

**施工方法**

文章 (半角255文字) 及び 連続する「\n」は入力できません。 全角で 1000文字まで

写真  選択  フラッシュ  写真タイトル   
 ファイル名   
 表示タイトル  見出し 削除 実行

A	B	C	D	E	F	G	H
1							
2							
3							
4							
5							

**従来技術と今技術の類似性**

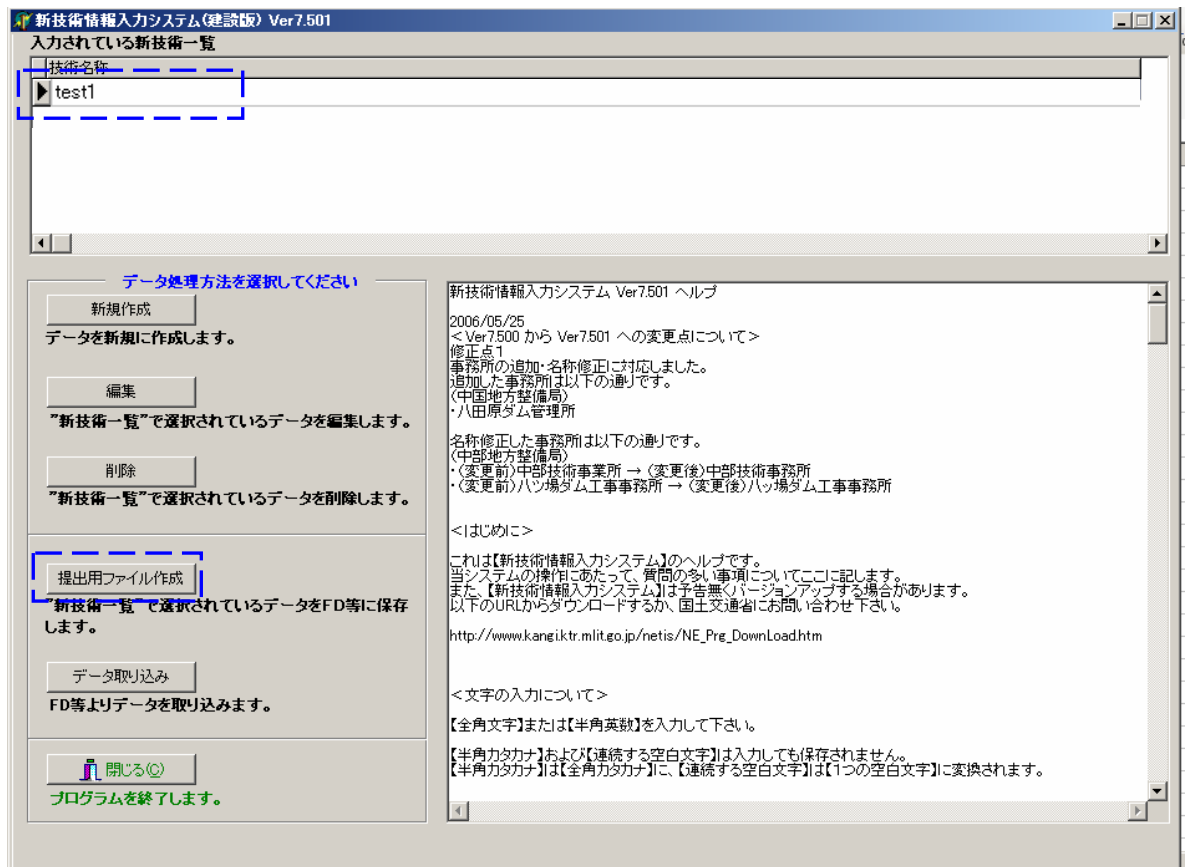
文章 (半角255文字) 及び 連続する「\n」は入力できません。 全角で 1000文字まで

説明   
 絵画

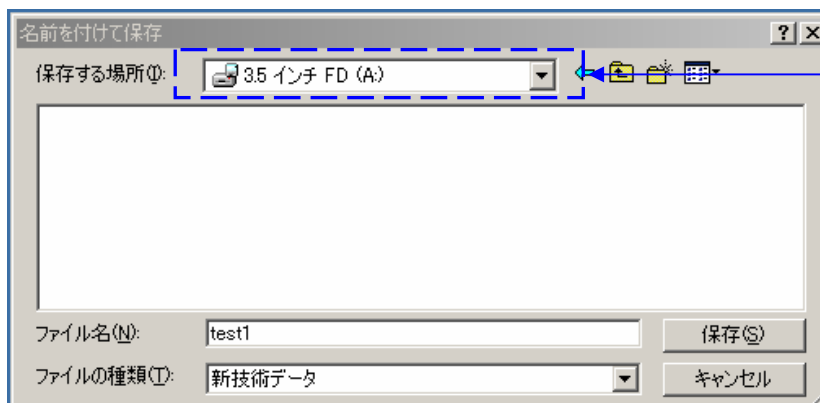
## b. 入力データの保存方法

技術概要説明書（様式2）の入力データの保存方法は、以下の手順で行って下さい。

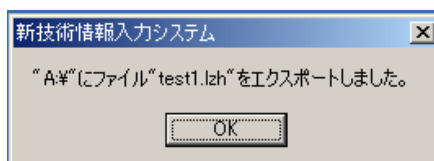
- ① 保存したい「技術名称」を選択して下さい。
- ② 「提出用ファイルの作成」をクリックして下さい。



- ③ 保存する場所を指定して下さい。



- ④ 保存完了のメッセージが出ます。



●保存する場所

- ・ ここでは、フロッピーディスクに保存する場合を例として挙げていますが、任意の保存先を指定して下さい。ただし、実際に提出する電子媒体の種類（MO、CD-R、フロッピーディスク）については、P62 の申請・相談窓口にお問い合わせください。



c. 入力データの入力方法

①名称・分類等

新技術情報入力システム(建設版) Ver7.501

メニュー 名称・分類等 概要 従来技術との比較 施工実績等 印刷プレビュー ヘルプ 保存

**技術名称** ○○型鋼矢板  
※カタカナ・大文字の項目は入力必須項目です。

**副題** 建設コスト縮減に寄与する○○型鋼矢板

**技術開発年** 1997 (半角入力)例: 1997 記入年月日 2006/06/08 (半角入力)例: 1997/04/01

**分類・区分**  
レベル1から順に選択してください。(新技術が主に活用される分類を分類11に入力してください。)

分類1	レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
阪設工	矢板工	矢板・H鋼打設工		
分類2	レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
分類3	レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
分類4	レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
分類5	レベル1	レベル2	レベル3	レベル4

区分 工法

**キーワード**

<input type="checkbox"/> 安全・安心	<input type="checkbox"/> 環境	<input type="checkbox"/> 情報化
<input checked="" type="checkbox"/> コスト縮減・生産性の向上	<input checked="" type="checkbox"/> 公共工事の品質確保・向上	<input type="checkbox"/> 景観
<input type="checkbox"/> 伝統・歴史・文化	<input type="checkbox"/> リサイクル	

自由記入   (全角入力)

**開発目標**

<input type="checkbox"/> 省人化	<input checked="" type="checkbox"/> 省力化	<input checked="" type="checkbox"/> 経済性の向上
<input type="checkbox"/> 施工精度の向上	<input type="checkbox"/> 耐久性の向上	<input type="checkbox"/> 安全性の向上
<input type="checkbox"/> 作業環境の向上	<input type="checkbox"/> 周辺環境への影響抑制	<input type="checkbox"/> 地球環境への影響抑制
<input checked="" type="checkbox"/> 省資源・省エネルギー	<input type="checkbox"/> 品質の向上	<input type="checkbox"/> リサイクル性向上
<input type="checkbox"/> その他 ( )		

**開発体制**

単独  共同研究(民・民)  共同研究(民・官)  共同研究(民・学)

**開発会社** ○○(株)・(株)△△  
(共同開発の場合は、全て記入)(半角カタカナ及び連続するスペースは入力できません。)

**問合せ先** 問合せ先(共同開発の場合のみ、その他に記入)

技術 | 営業 | その他 |

会社 ○○協会

担当部署 ○○○委員会

担当者 △△△(事務局)

郵便番号 〒123 - 4567 (半角入力)

住所 東京都○○区△△町□□番地

TEL 01-234-5678 (半角入力 例: 01-234-5678)

FAX 01-234-5678

E-MAIL abcd@efg.com (半角入力)

URL (半角カタカナ及び連続するスペースは入力できません。)

#### ●技術名称 欄

- ・ 新技術情報提供システム（NETIS）登録申請書（様式1）に記載した技術名称と同様として下さい。

#### ●副題 欄

- ・ 申請する技術の用途等を明確にした副題を記入して下さい。

- ・ 「技術開発年」は、申請する技術を開発した西暦年を半角で入力して下さい。
- ・ 「記入年月日」は、技術概要説明資料（様式2）を作成した年月日を半角で入力して下さい。

- ・ 情報の提供範囲は、限定しませんので「一般」を選択して下さい。

#### ●分類・区分 欄

- ・ 分類：プルダウンメニューより、レベル1～レベル4まで選択して下さい。（注）分類については、申請した新技術を主として活用される分類（工種）を記入して下さい。
- ・ 分類が複数あるものは、分類2以降も入力して下さい。
- ・ 区分：プルダウンメニューより、該当する区分を選択して下さい。
- ・ 分類および区分について、ご不明な点がございましたら、申請・相談窓口にご相談して下さい。

##### \*分類

レベル1：土工、共通工、基礎工など31種類から選択して下さい。

レベル2：レベル1を細分化したもので、例えば、レベル1：土工の場合、土工、安定処理工、路床改良工、軽量盛土工、施工管理、その他

レベル3：レベル2を細分化したもので、例えば、レベル2：施工管理の場合、施工管理

レベル4：レベル3を細分化したもので、例えば、レベル3：施工管理の場合、品質管理、出来形管理、その他

##### \*区分：「工法」、「材料」、「機械」、「製品」、「システム」から選択して下さい。なお、各区分の定義は次のとおりです。

「工法」を選択した場合：使用する材料、施工機器、労務工数を含めて評価を行います。

「材料」を選択した場合：工事等における使用材料として評価を行います。

「機械」を選択した場合：機械のみを評価を行います。

「製品」を選択した場合：製品として評価を行います。

「システム」を選択した場合：一連のシステムとして評価を行います。

#### ●キーワード 欄

- ・ キーワードは、最大で3つまで選択して下さい。
- ・ 自由記入欄は、技術提案を端的に表現する言葉を3つまで記入することができます。
- \* キーワードおよび自由記入欄は、各々最大3つを選択、記入が可能です（あわせて最大3つではありません）。

#### ●開発目標 欄

- ・ 最大で3つまで選択して下さい。

#### ●開発体制 欄

- ・ 開発体制は、1つ選択して下さい。
- ・ 開発会社は、申請する新技術を開発した会社名（正式な会社名）を記入して下さい。
- ・ 開発会社が複数の場合は、該当する会社名を全て記入して下さい。
- ・ 開発会社を複数入力する場合は「,（区切り）」で記入して下さい。

#### ●問合せ先 欄

- ・ 技術：申請する新技術の技術的な内容に関する問合せ先と担当者名を記入して下さい。
- ・ 営業：申請する新技術の営業に関する問合せ先と担当者名を記入して下さい。（技術と同様の場合にも記入して下さい）。
- ・ その他：共同開発または営業関連企業を記入して下さい（40件まで追加できます）。

## ②概要

新技術情報入力システム(建設版) Ver7.501

メニュー 名称・分類等 概要 従来技術との比較 施工実績等 印刷プレビュー ヘルプ 保存

技術名称 ○○型鋼矢板  
\*タイトルが太字の項目は入力必須項目です。

検索結果に表示する技術の概要です。全角127文字以内で入力してください。

**技術概要(アブストラクト)** (半角約40字及び連続するスペースは入力できません。)

本技術は、土留め・河川護岸・止水壁工事等に用いる有効幅△△mmの○○型鋼矢板である。これらの工事においては従来、有効幅が400mmまたは600mmのU形鋼矢板を使用して対応してきた。本技術の活用により材料費・施工費の縮減や工期の短縮化をよまることができる。

NETISに掲載する概要です。

**概要** ①～④は入力支援コメントです。変更及び削除しないでください。

文章 (半角約40字及び連続するスペースは入力できません。) 全角で 1000文字まで

①何に対して何をする技術なのか?  
・土留め、河川護岸、止水壁工事等に用いる鋼矢板です。

②どこが新技術なのか?  
・現行のU形鋼矢板(SP-II、SP-III、SP-IV)では400mmであった鋼矢板の有効幅を○○mmとした。  
・鋼矢板の断面各部の寸法を改良し、鋼重あたりの断面性能を向上させた。

③公共工事のどこに適用できるのか?  
・土留め、河川護岸、止水壁工事など鋼矢板を用いる工事全般にわたって適用できます。なお、リース会社に在庫保有されていないため転用材口は適用できません。

写真 選択 クリア 写真タイトル  
ファイル名

表タイトル 見出し 列数 0 行数 0

	A	B	C	D	E	F	
1							
2							
3							
4							
5							
6							

**新規性及び期待される効果** ①・②は入力支援コメントです。変更及び削除しないでください。

文章 (半角約40字及び連続するスペースは入力できません。) 全角で 1000文字まで

①どこに新規性があるのか?従来技術と比較して何を改善したのか?  
・鋼矢板の形状を△△形状とした。  
・有効幅が○○mmとなり、有効幅△△mmのU形鋼矢板に比べ、1.5倍に拡幅されている。  
・U形鋼矢板に比べ、鋼重あたりの断面性能が向上している。

②期待される効果は?新技術活用のメリットは?  
・材料費の縮減  
断面寸法諸元の改良により鋼重あたりの断面性能が向上し、U形鋼矢板に比べ投影面積あたりの鋼重が7%~29%程度低減する。  
・工期の短縮化、および施工費の縮減  
U形鋼矢板に比べ、有効幅が1.5倍に拡幅されているため同一施工延長に対する鋼矢板の使用枚数が、2/3に減少し、工期の短縮化や施工費の縮減が可能となるリサイクル工法では約15~25%の施工費減。  
・施工性および構造信頼性の向上  
△△形状の採用により、U形鋼矢板に比べて長尺施工が可能です。また、継手の位置が壁体の外縁となるため、継手効率による断面性能の低減が不要です。

写真 選択 クリア 写真タイトル  
ファイル名

表タイトル 見出し 列数 0 行数 0

	A	B	C	D	E	F	
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							

### ●技術概要 欄

- ・ 全角 127 文字以内で記入して下さい。
  - ・ 技術概要は、申請技術の特徴が明確にわかるように『概要』、『新規性及び期待される効果』で記述した内容を簡潔にまとめて下さい。
- 例) 本技術は、○○について△△をする技術であり、従来は、□□で対応していた。本技術は●●による■■のため、本技術の活用により、◇◇が期待できる。

## ●概要 欄

### 文章

- ・ 既に記載されている項目（①～③）に対し、改行してから文章を書き始めて下さい。
- ・ 比較対象となる「従来技術」がない場合は、申請・相談窓口にご相談して下さい。
- ・ 記載事項がない場合には、「特になし」と記載して下さい。
- ・ なお、記載事項がない場合でも、①何に・・・、②従来・・・、③公共工事・・・を削除しないで下さい。
- ・ 概要は、技術の開発目標、用途、導入効果がわかるように、以下の点に対して箇条書きで簡潔に記入して下さい。
  - ①何について何をする技術であるのか？
  - ②従来は、どのような技術で対応していたのか？
  - ③公共工事のどこに適用できるのか？
- ・ 追記の必要がある場合は、③まで書き終えてから記述して下さい。

### 写真

- ・ 申請する新技術が良く分かる写真（原則カラー）を使用して下さい。
- ・ 選択ボタンを押すと「ファイルを開く」という画面が出て画像ファイルを指定できます。
- ・ 写真タイトルを必ず記入して下さい（全角 25 文字以内）。
- ・ 写真（図）などのファイル形式は、JPEG あるいは GIF 形式を使用して下さい。
- ・ 画像ファイルの大きさは 185KB 以内にして下さい。
- ・ 画像の横は最大 600pixel 以内、縦は 1000 pixel 以内にして下さい（縦 A4 サイズで出力できる）。
- ・ 図面を利用する場合は、プリントアウトした時に文字や数字などがはっきり分かるものを使用して下さい。

### 表

- ・ 一覧表が作成できます。
- ・ 20 列×20 行まで可能（行や列の挿入は出来ません）。

## ●新規性及び期待される効果 欄

### 文章

- ・ 既に記載されている項目（①, ②）に対し、改行してから文章を書き始めて下さい。
- ・ 比較対象となる「従来技術」がない場合は、申請・相談窓口にご相談して下さい。
- ・ 記載事項がない場合には、「特になし」と記載して下さい。
- ・ なお、記載事項がない場合でも、①どこに・・・、②期待・・・を削除しないで下さい。
- ・ どのような効果が期待できるかについての概要を以下の点に対して箇条書きで簡潔に記入して下さい。
  - ①どこに新規性があるのか？（従来技術と比較して何を改善したのか？）
  - ②期待される効果は？（新技術活用のメリットは？）
- ・ 改善点は、可能な限り定量化して下さい。
  - 例）コスト〇%縮減
- ・ 従来技術は、後述する「従来技術との比較：活用の効果」で記入したものを示しています。
- ・ 追記の必要がある場合は、②まで書き終えてから改行して記述して下さい。

<b>適用条件</b>	①～④は入力支援コメントです。変更及び削除はしないでください。
文章	(半角約40字及び連続するスペースは入力できません。) 全角で 1000文字まで
①自然条件	・適用土質に関しては、現行のU形鋼矢板と同様である。
②現場条件	・作業スペースは現行のU形鋼矢板の場合と同規模である。 ・パイプロープ工法施工における使用機械は、U形鋼矢板での使用機械と、ほぼ同じである。なお、鋼矢板の保持チャックロは〇〇型専用のチャックを用いる。 ・施工場所は陸上部、水面上部とも可能である。 ・適用長さ(は)はU形鋼矢板と同等以上と考えている。
③技術提供可能地域	・技術提供地域については制限無し。
④関係法令集	・鋼矢板の設置工事において、下記の関係法令等を遵守する。 「騒音規制法」(法98)、「振動規制法」(法64)
<b>適用範囲</b>	①～④は入力支援コメントです。変更及び削除はしないでください。
文章	(半角約40字及び連続するスペースは入力できません。) 全角で 1000文字まで
①適用可能な範囲	・断面形状は、概ねU形鋼矢板のⅡ型およびⅢ型と同程度であり、これらの適用範囲が〇〇型鋼矢板の適用可能な範囲である。
②適用効果の高い適用範囲	・形状特性から継手効率による断面剛性の低減を必要としないため、頭部コーピングコンクリート等の拘束がなく継手効率による低減率が大きいU形鋼矢板壁の代替として適用する場合には特に建設コストの低減効果が大きい。
③適用できない範囲	・転用使用に関しては、リース材として保有されていないため、適用できない。
④適用にあたり、関係する基準およびその引用元	・準用基準等(下記)の通りです。 1 国土交通省大臣官房技術調査課監修 国土交通省土木工事積算基準 2 財団法人協会 災害復旧工事の設計要領 3 国土交通省港湾局監修、財団法人協会 港湾の施設の技術上の基準・同解説 留意事項
<b>留意事項</b>	①～④は入力支援コメントです。変更及び削除はしないでください。
文章	(半角約40字及び連続するスペースは入力できません。) 全角で 1000文字まで
①設計時	・〇〇型鋼矢板は、嵌合継手の位置が壁面の外側に位置するため、設計時においてU形鋼矢板のように継手効率による低減を考慮する必要がない。 ・継手部の嵌合余裕を用いて、曲線施工等を計画する場合には、継手一カ所当たりの回転可能角度が、U形鋼矢板を用いた場合には±6°だが、〇〇型鋼矢板の場合には±4°になるので留意する。
②施工時	・〇〇型鋼矢板の両側継手の形状が異なるため、U形鋼矢板のように天地を逆にして使用することができないので、建込み時(は)は鋼矢板の設置向きを誤らないように留意する。 ・パイプ工法では、パイプ本体側には、現行機が適用できるが、〇〇型鋼矢板の形状に対応させた専用のチャックが必要となる。なお、土質条件や打ち込み長によっては能力の大きな機械を必要とする場合がある。 ・油圧注入工法の場合には、〇〇型鋼矢板用の専用機が必要となる。
③維持管理等	・維持管理に関しては、現行のU形鋼矢板と同じである。
④その他	・U形鋼矢板の継手と嵌合保証されないため、連続して〇〇型を設置する場合には、接続用の異形鋼矢板が必要となる。

### ●適用条件 欄

- ・ 既に記載されている項目（①～④）に対し、改行してから文章を書き始めて下さい。
- ・ 適用条件は、申請する新技術の施工、使用上の制約がわかるように、以下の点に対して箇条書きで簡潔に記入して下さい。
  - ① 自然条件：適用にあたっての自然条件に関する制約条件について記入して下さい（例：気温 等）。
  - ② 現場条件：作業スペースや支障物などの制約条件について記入して下さい（例：作業スペース、機械の大きさ、施工場所 等）。
  - ③ 技術提供可能地域：提供できない地域または提供地域が限定される場合、記載して下さい。
    - \* 新技術を適用できる地域について、具体的な都道府県名と簡単な理由を記述して下さい。
    - \* 制約がない場合は、「技術提供地域については制限無し」として下さい。例1) ③技術提供可能地域：技術提供地域については制限無し  
例2) ③技術提供可能地域：プラント設置地区限定（〇〇県、□□県、H〇年〇月現在）  
例3) ③技術提供可能地域：九州地区限定（現段階で運搬可能な地域）
  - ④ 関連法令等：法令上遵守しなければならない条件を記載して下さい。
- ・ 施工機械等で複数の機種がある場合は、適用条件を一覧表形式で記載して下さい。なお、この欄での記載が難しい場合は「詳細は添付資料に表示」として添付して下さい。
- ⑤ 記載事項がない場合には、「特になし」と記入して下さい。

### ●適用範囲 欄

- ・ 既に記載されている項目（①～④）に対し、改行してから文章を書き始めて下さい。
- ・ 適用範囲は、技術として成立するために最低限必要な基準や管理値、規格値およびその引用元を、以下の点に対して箇条書きで簡潔に記入して下さい。
  - ① 適用可能な範囲：施工量、規模、地域などを記載して下さい。
  - ② 特に効果の高い適用範囲：技術のアピールポイント（従来技術との比較－活用の効果 の欄）と整合するように記入して下さい。
  - ③ 適用できない範囲：適用できない理由を明確に記載して下さい。
  - ④ 適用にあたり、関係する基準および引用元：土木共通仕様書やその他基準類等を記入して下さい。
  - ⑤ 記載事項がない場合には、「特になし」と記入して下さい。

### ●留意事項 欄

- ・ 既に記載されている項目（①～④）に対し、改行してから文章を書き始めて下さい。
- ・ 留意事項は、申請する新技術を施工あるいは使用するにあたって、現時点では確認が不十分な事項等を、以下の点に対して箇条書きで簡潔に記入して下さい。
  - ① 設計時：設計条件として必要な事項や留意事項を記入して下さい。
  - ② 施工時：施工条件として必要な事項や留意事項を記入して下さい。
  - ③ 維持管理時：維持管理条件として必要な事項や留意事項を記入して下さい。
  - ④ その他：上記以外の留意事項を記入して下さい。
  - ⑤ 記載事項がない場合には、「特になし」と記入して下さい。

### ③従来技術との比較

新技術情報入力システム(建設版) Ver7.501

メニュー 名称・分類等 概要 従来技術との比較 施工実績等 印刷プレビュー ヘルプ 保存

技術名称 ○○型鋼矢板  
※タイトルが太字の項目は入力必須項目です。

**活用の効果**

従来技術名 [U形鋼矢板]  
比較の対象となる従来技術名を記入していただければ、以下の各項目を入力することができます。

活用の効果の根拠 **経済性及び工期は、「活用の効果の根拠」にて、新技術及び従来技術の内訳を記入してください。算出された変化個により自動で選択されます。**

経済性  向上  同程度  低下 15.0% 実値 比較のポイント 材料費、施工費の低減

工期  短縮  同程度  増加 21.4% 作業効率の向上

品質  向上  同程度  低下

安全性  向上  同程度

施工性  向上  同程度

周辺環境への影響  向上  同程度

技術のアピールポイント(問題解決への有効性) [有効幅を大きくして、同一施工]

新技術のコストタイプ  
コストタイプの選択

P 26  
活用効果の根拠に関する記入

・新技術のコストタイプ別表示(コスト別グラフ)については、必須入力ですので、記述が不明な場合は、申請・相談窓口を確認して下さい。  
・ライフサイクルコストが向上する場合は、比較のポイントに詳細を記述して下さい。

新技術のコストタイプを選択して下さい。

該当するコストタイプを選択し、ボタンで選択(入力した)内容をクリアできます。

新技術 従来技術

損益分岐点型:A

A(Ⅰ)型  
コスト 施工量  
プラント設置などの初期費用(前期)がかかるが、施工量が増えれば単価が安くなるパターン  
× 特殊処理技術など

A(Ⅱ)型  
コスト 施工量  
プラント設置などの初期費用(前期)がかかるが、施工量が増えれば単価が高くなるパターン  
× 特殊処理技術など

平行型:B

B(+ )型  
コスト 施工量  
導入時の時点から単価差(新技術の方が安い)があり、施工量に関わらず、その差に変化がないパターン  
× 施工機械の進捗による技術など

B(- )型  
コスト 施工量  
導入時の時点から単価差(新技術の方が高い)があり、施工量に関わらず、その差に変化がないパターン  
× 施工機械の進捗による技術など

発散型:C

C(+ )型  
コスト 施工量  
導入時の単価差の有無に関わらず、施工量に比例して、単価差が増す(新技術の方が安い)パターン  
× 材料や製品を含む技術など

C(- )型  
コスト 施工量  
導入時の単価差の有無に関わらず、施工量に比例して、単価差が増す(新技術の方が高い)パターン  
× 材料や製品を含む技術など

サイクルコスト型:D

サイクルコスト型を選択する場合は以下の表を入力してください。  
サイクルコスト(円/m)

	1年	3年	5年
新技術			
従来技術			

D(Ⅰ)型  
コスト 期間  
基本的にはAタイプと同様に導入時の初期費用(前期)がかかるが、施工量が増えれば単価が安くなるパターン  
× 維持管理が関係する技術など

D(Ⅱ)型  
コスト 期間  
基本的にはAタイプと同様に導入時の初期費用(前期)がかかるが、施工量が増えれば単価が高くなるパターン  
× 維持管理が関係する技術など

・サイクルコスト型(D)を選択した場合は、新技術と従来技術の1年後、3年後、5年後、10年後における単位当たりのコストを入力して下さい。

- 損益分岐点型:A
  - ①A(Ⅰ)型  
従来技術と比べて、導入時にコストがかかるが、施工量が増えれば単価が安くなるパターン
  - ②A(Ⅱ)型  
従来技術と比べて、導入時にコストはかからないが、施工量が増えれば単価が高くなるパターン
- 平行型:B
  - ①B(+ )型  
従来技術と比べて、導入時から単価差(新技術の方が安い)があり、施工量に関わらず、その差に変化がないパターン
  - ②B(- )型  
従来技術と比べて、導入時から単価差(新技術の方が高い)があり、施工量に関わらず、その差に変化がないパターン
- 発散型:C
  - ①C(+ )型  
導入時の単価差の有無に関わらず、施工量に比例して、単価差が増す(新技術の方が安い)パターン
  - ②C(- )型  
導入時の単価差の有無に関わらず、施工量に比例して、単価差が増す(新技術の方が高い)パターン

「従来技術」とは、公共工事等において標準的に使用される技術で、工事発注時の標準積算の対象となる技術を示しています。

比較対象となる「従来技術」がない場合は、申請・相談窓口にご相談して下さい。

### ●活用の効果 欄

#### 従来技術名

- ・ 申請する新技術の比較対象となる「従来技術名」を挙げてください。
- ・ 過去に自社で開発されたものとの比較は不可とします。
- \* 工法・機械等については、「国土交通省土木工事標準積算基準」「港湾請負工事積算基準」に示されている工法から選択して下さい。
- \* 材料等については、一般的に使用されているものから選定し施工を含めて比較して下さい。

#### 各項目の3段階評価

- ・ 各項目（品質～周辺環境への影響）について従来技術と比較して、3段階の内から該当するものを必ず1つ選んで下さい。

#### 変化値

- ・ 「活用の効果の根拠」にて算出された値が変化値として自動的に表示されます。
- ・ 経済性、工程の変化値について、従来技術名の横にある「活用の効果の根拠」のボタンを押して、必要事項を記入して下さい。

#### 比較のポイント

- ・ 比較のポイントは、各項目について全て記入して下さい。
- ・ 比較のポイントでは、比較の結果、同程度以外の場合は、必ず記入して下さい。
- ・ 記入に際しては、何が向上したのか、何が低下したのか 等の「何」にあたる部分を具体的に記述して下さい（全角 30 文字以内）。  
例）安全性が向上した場合 → 落下事故が減少
- ・ 経済性と工程については、同程度であっても比較のポイントは必ず記入して下さい。
- ・ 新技術のコストタイプ別表示（コスト別グラフ）については、必須入力ですので、コストタイプが分からない場合は、申請・相談窓口を確認して下さい。
- ・ トータルコストが向上する場合は、比較のポイントに詳細を記述して下さい。

#### 技術のアピールポイント

- ・ 従来技術で対応しきれなかった、あるいは課題があった等に対し、本技術の有効性を箇条書きで簡潔に記述して下さい（全角 127 文字）。

### ■ライフサイクルコスト型：D

#### ①D（Ⅰ）型

基本的には損益分岐点型：Aと同様であるが初期投資コストと経年との関係（期間に応じて新技術のコストが一定）でサイクルコストとしての特性を表すパターン

#### ②D（Ⅱ）型

基本的には損益分岐点型：Aと同様であるが初期投資コストと経年との関係（期間に応じて新技術のコストが増加）でサイクルコストとしての特性を表すパターン



**施工単価**  
文章 (半角カタカナ及び連続するスペースは入力できません。) 全角で 1000文字まで

施工単価  
・施工法を電動式パイプハンマ単独工(体設工事)とした場合の施工単価とコスト削減率を表-11に示す。  
・削減率は、U形鋼矢板(SP-II型×10m)の施工単価をベースとして〇〇型鋼矢板(11×10m)について算出した。  
・〇〇型鋼矢板の施工費は〇〇協会編『〇〇型鋼矢板積算基準(暫定版)』によって算出した。また、U形鋼矢板の材料単価は、建設物価調査会編『建設物価△年△月号』より引用した。

登録技術の取組内訳書を以下の表に記入してください。初期記入内容は参考例です。内容を確認後、表を入力してください。

表タイトル 表-1壁1mあたりの積算例(単位:千円) 見出し 列数 1 行数 1

	A	B	C	D	E	F
1	工種	従来工法	〇〇型鋼矢板	削減率(%)	備考	
2	材料費	98.40	84.46	16.5		
3	施工費	15.26	12.14	20.4		
4	合計	113.66	15.0	15.0		
5						
6						
7						

なし
  標準歩掛
  暫定歩掛
  協会歩掛
  自社歩掛

**施工方法**  
文章 (半角カタカナ及び連続するスペースは入力できません。) 全角で 1000文字まで

パイプハンマ施工法に関しては、現行型鋼矢板と同様の施工方法が適用可能です。  
・油圧式圧入引抜機は〇〇型鋼矢板用の専用機が必要となります。専用機は既に全国に普及しています。

写真 選択 クリア 写真タイトル

ファイル名

表タイトル 見出し 列数 0 行数 0

	A	B	C	D	E	F
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						

**残された課題と今後の開発計画** ①・②は入力支援コメントです。変更及び削除はしないでください。  
文章 (半角カタカナ及び連続するスペースは入力できません。) 全角で 1000文字まで

・リソース材として保有されていないため転用材としては適用できない。

## ●施工単価 欄

### 文章

- ・申請する新技術の単価及び損料等のいずれかが分かるように記入して下さい。
- ・施工条件等により価格が変わる場合には、一般的な施工条件で、標準的な規模で施工した場合の施工条件および単価等を記入して下さい。
- ・貴社において歩掛がある場合は、歩掛が分かる資料を添付して下さい。
- ・工程の算出根拠資料を添付して下さい。
- ・適用条件（適用年次、地域等による単価の変動があるもの）を記入して下さい。
- ・経済性でコスト縮減効果がある場合は、その効果が現れる適用範囲を記入して下さい。  
注）従来技術に対する比率（縮減率等）での記入は不可とします。また、物価資料、見積による等の表現も不可とします。必ず金額を示してください。

### 表

- ・上記文章を補足する一覧表が作成できます。（内容は、申請する新技術及び比較従来技術の単価及び損料等、施工単価の説明であれば任意とします。）
- ・申請する技術と従来技術および類似技術との経済性が比較できるように簡易な単位数量当りの施工費用の内訳を記載して下さい。
- ・20列×20行まで可能（行や列の挿入は出来ません）。

### 歩掛表

- ・該当するものを選択して下さい。
- \* 標準歩掛とは、施工実態調査を基に、標準的な施工が行われた場合の労務、材料、機械等の規格や所要量を各々の工種毎に設定したもの
- \* 暫定歩掛とは、新技術活用支援施策（公共工事の発注者の負担を軽減して新技術の採用促進を図るため、既に活用実績が多い新技術や活用ニーズの高い新技術について、積算資料等の技術情報を提供）で提供している歩掛

## ●施工方法 欄

### 文章

- ・施工管理基準がある場合、品質出来形管理基準が分かる資料を提出して下さい。

### 写真

- ・写真データは5枚以内としてください。形式は、JPG 又は TIFF とし、1枚あたりのデータ要領は2MB以内としてください。
- ・写真タイトルは必ず記入して下さい（全角25文字以内）。
- ・施工手順が分かるように、イラスト等（実際の施工写真でも構いません）を使用して、視覚的に表現して下さい。

### 表

- ・上記文章を補足する資料が作成できます。（内容は、申請する新技術の施工手順フロー等、施工方法に関する説明であれば任意とします。）
- ・20列×20行まで可能（行や列の挿入は出来ません）。

## 残された課題と今後の開発計画 欄

- ・既に記載されている項目（①、②）に対し、改行してから文章を書き始めて下さい。
- ・申請する新技術について、今後取り組んでいく事項およびその方向性について、以下の点に対して箇条書きで記入して下さい。
  - ①課題
  - ②計画

活用効果の根拠に関する記入（施工単価に入力した内容の根拠となる積み上げの内訳を入力して下さい）

新技術情報入力システム(建設版) Ver7.501

メニュー | 名称・分類等 | 概要 | 従来技術との比較 | 施工実績等 | 印刷プレビュー | ヘルプ | 保存

技術名称 test1 ※タイトルが太字の項目は入力必須項目です。

**活用効果**

従来技術名 テスト **活用効果の根拠**

比較の対象となる従来技術名を記入していただければ、以下の各項目を入力することはできません。

活用効果の根拠

技術名称 test1

比較する従来技術名称 テスト

問い合わせ会社

確定 キャンセル

一般 従来技術名を入力しなければ活用効果の根拠は入力できません。

基準とする数量 100 単位 m ←

(例: 100m, 1Km など)

経済性、工程を比較する為の基本となる数量を入力してください。

新技術	従来技術	変化値
経済性 <input type="text"/> 円	<input type="text"/> 円	<input type="text"/> %
工程 <input type="text"/> 日	<input type="text"/> 日	<input type="text"/> %

経済性と変化値は自動計算されます。 変化値: マイナスの場合は、低下を示す

新技術の内訳 (50項目まで) 項目追加 | 項目編集 | 項目削除

項目	仕様	数量	単位

合計  円 / 100m あたり 内訳は50項目まで入力できます。 数値は半角で入力してください。

従来技術の内訳 項目追加 | 項目編集 | 項目削除

項目	仕様	数量	単位

合計  円 / 100m あたり 内訳は50項目まで入力できます。 数値は半角で入力してください。

新技術の内訳入力

項目  (半角桁数 及び 連続するスペース は入力できません。)

仕様  (半角桁数 及び 連続するスペース は入力できません。)

数量  (半角入力 例: 5000)

単位

単価(円)  (半角入力 例: 5000)

金額(円)  (半角入力 例: 5000)

摘要  (半角桁数 及び 連続するスペース は入力できません。)

確定 キャンセル

従来技術の内訳入力

項目  (半角桁数 及び 連続するスペース は入力できません。)

仕様  (半角桁数 及び 連続するスペース は入力できません。)

数量  (半角入力 例: 5000)

単位

単価(円)  (半角入力 例: 5000)

金額(円)  (半角入力 例: 5000)

摘要  (半角桁数 及び 連続するスペース は入力できません。)

確定 キャンセル

- ・ 「基準とする数量」と「単位」を記入して下さい。
- ・ 極力1、10、100を基準数量として記入して下さい。なお、これにより難しい場合についても具体的な数量当りの費用として記入して下さい（「1式」当りは不可です）。

- ・ 「経済性」の「新技術」および「従来技術」の金額が0円となっていないことを確認して下さい。

- ・ 「経済性」の「変化値」は、下記の「新技術の内訳」と「従来技術の内訳」に記入すると自動計算され、表示されます。また、活用の効果 欄の「経済性」の「変化値」にも表示されます。

- ・ 「工程」の「新技術」および「従来技術」の「日数」を記入して下さい。
- ・ 「工程」の「新技術」および「従来技術」の「日数」が0日となっていないことを確認して下さい（「新技術」および「従来技術」とも工程が同じでも0日は不可です）。

- ・ 「工程」の「変化値」は、下記の「新技術の内訳」と「従来技術の内訳」に記入すると自動計算され、表示されます。また、活用の効果 欄の「経済性」の「変化値」にも表示されます。

- ・ 「項目」、「仕様」、「数量（半角）」、「単位」、「単価（半角）」を入力して下さい。
- ・ 「金額」は自動計算され、表示されます。
- ・ 金額は、施工単価を算出するための内訳です。このため、必ずイニシャルコストで計算して下さい。なお、トータルコストが向上する場合は、比較のポイント（P23）に詳細を記述して下さい。
- ・ 条件付で比較する場合は、「摘要」に条件を記入して下さい。なお、比較における条件がない場合は、「特になし」と記入して下さい。

#### ④施工実績等

新技術情報入力システム(建設版) Ver 7.501

メニュー 名称・分類等 概要 従来技術との比較 施工実績等 印刷プレビュー ヘルプ 保存

技術名称 ○○型鋼矢板  
※タイトルが 太字の項目は入力必須項目です。

**施工実績**

実績件数(国土交通省(旧建設省含む))  
国土交通省 1 件  
(半角入力)

現在入力している新技術に関するもの以外は入力しないで下さい。

実績追加 実績編集 実績削除 国土交通省における施工実績(20件まで)

工事名	事業種類	地方整備局名	事務所	施工開始	施工終了	CORINS 登録 No.
▶ 河口護岸工事	一般工事	本省		2001/01/01	2002/01/01	*****

実績件数(国土交通省(旧建設省含む)以外)

その他公共機関 0 件  
(半角入力)

民間 0 件  
(半角入力)

現在入力している新技術に関するもの以外は入力しないで下さい。

実績追加 実績編集 実績削除 国土交通省以外における施工実績(20件まで)

工事名	発注者(種別)	発注者(事務所)	施工開始	施工終了	CORINS 登録 No.
▶					

**特許・実用新案**

特許  
 有り  出願中  出願予定  無し  
 特許-専用実施権  
 有り  無し

※有りの場合:特許番号

実用新案  
 有り  出願中  出願予定  無し  
 実施新案-専用実施権  
 有り  無し

※有りの場合:特許番号

**第三者評価・表彰等**

建設技術審査証明 | 建設技術評価 | その他の制度等による証明

※「建設技術(番号)」、「評価年月日」、「評価機関」のどれかを入力した場合は、残りの項目が必須入力となります。

建設技術(番号)

評価年月日  (半角入力)  
例: 1997/04/01

評価機関  キーボードの"Delete"キーで選択をクリアできます。

URL  (半角入力)

現在入力している新技術に関するもの以外は入力しないで下さい。

追加 編集 削除

(20件まで)

証明項目	試験・調査内容	結果

## ●施工実績 欄

### 実績件数

- ・申請する新技術の実績件数を記入して下さい。
  - ・実績件数が無い場合には、0件と記入して下さい。
  - ・事業種類の定義は、以下のとおりです。
    - 技術活用パイロット : 新技術を試行し、積算資料及び施工資料の整備等に関する事項を調査するために行う事業
    - 特定技術活用パイロット : 技術活用パイロットのうち建設技術協議会において特定した技術を対象として統一かつ重点的に行うもの
    - 試験フィールド : 新技術を試行し、現場における適用性等、活用の効果等を検証するために行う事業
    - リサイクルモデル事業 : パイロット事業において、技術により発生抑制や再生利用を行う事業
    - 一般工事 : 一般の直轄工事
    - 特定試験フィールド : 試験フィールドのうち建設技術協議会において特定された、事業執行上のニーズが特に高い技術を対象として、検証を行う事業
    - その他 : 直轄以外の工事
- 注1) 実績件数は、発注者が国土交通省（旧建設省、旧運輸省）、その他公共機関、民間、実証実験等であるか否かで判断します。
- 注2) 独自の実証実験であっても、想定される現場条件と同等条件下である場合、所定の出来形や品質が確認されることをもって工事実績と同等とします。
- 注3) 施工期間は、元請け工事の施工期間を記入して下さい。
- 注4) CORINS 登録番号はできる限り確認して記入して下さい。

### 実績追加

- ・実績追加のボタンを押して、必要事項（工事名、事業種類、地整名、事務所名、CORINS 登録番号、施工期間）を記入して下さい。
  - ・施工期間は、工種の施工期間ではなく、全体工期（その工事自体の契約期間）を記入して下さい。
- 注1) 実績件数に記入した施工実績を全て「施工実績の内訳」に記入して下さい（必ず実績件数と施工実績との整合性を取って下さい）。なお、件数が多く20件を越える場合は、最新の実績（もしくは代表的な実績）から順に記入するようにして下さい。

## ●特許・実用新案欄

- ・特許・実用新案の有無、出願状況について、現時点（申請書類の提出時）におけるものを選択して下さい。

## ●第三者評価・表彰等欄

- ・国土交通省（旧建設省）が実施している建設技術評価制度、民間開発技術審査・証明事業において、評価・証明された技術について、該当する箇所を記入して下さい。
- ・建設技術審査証明とは、建設技術審査証明協議会の会員である14の公益法人による技術審査および証明を示します。
- ・建設技術評価とは、昭和53年建設省告示第976号に基づいて、国土交通省（旧建設省）が開発課題を提示し、それに対して民間が開発する技術を建設技術評価委員会の結果を受けて、国土交通大臣が評価を与えた技術を示します。
- ・その他の制度等による証明とは、他省庁で行っている制度を示します。

## ●第三者評価・表彰等<追加>欄

- ・追加ボタンを押して下記の必要事項を記入して下さい。
- ・民間開発技術審査・証明事業における評価・証明された技術について、証明項目、試験・調査内容、結果を記入して下さい。

**実験等実施状況**  
 文章 (半角約40 及び 連続するスペースは入力できません。) 全角で 1000文字まで

写真 選択 クリア 写真タイトル

ファイル名

表タイトル 見出し 列数 0 行数 0

	A	B	C	D	E	F	G	H
1								
2								
3								
4								

**添付資料**  
 文章 (半角約40 及び 連続するスペースは入力できません。) 全角で 1000文字まで

**参考文献**  
 文章 (半角約40 及び 連続するスペースは入力できません。) 全角で 1000文字まで

**その他(写真及びタイトル)** 画像ファイル名を選択して下さい。

その他の写真1 選択 クリア 写真タイトル

ファイル名1

その他の写真2 選択 クリア 写真タイトル

ファイル名2

その他の写真3 選択 クリア 写真タイトル

ファイル名3

注) その他1,2,3の画像は最後に表示されます。

写真や図などは、 GIF あるいは JPEG 形式の画像ファイルにしてください。  
 画像の横幅は最大でも 横600ピクセル(ドット)におさまるようにしてください。  
 画像ファイルの大きさは 185K バイト 以内にしてください。

### ●実験等実施状況 欄

#### 文章

- ・ 申請する新技術の成立性、適用性等を確認するために、どのような試験を実施し、どのような結果が得られたかについて、代表的な実験結果を図表も使って定量的に説明して下さい。
- ・ また、その結果が従来技術あるいは技術基準と比較して、どのような結果が出たかについても記入して下さい。
- ・ 実験場所および年月を記入して下さい。

#### 写真

- ・ 写真は、実験の実施状況を掲載して下さい。
- ・ 写真タイトルは、必ず記入して下さい（全角 25 文字以内）。

#### 表

- ・ 一覧表が作成できます。
- ・ 20 列×20 行まで可能（行や列の挿入は出来ません）。

### ●添付資料 欄

- ・ 申請する新技術について、技術の成立性、適用性等を確認するための実験資料、積算資料等があれば、その資料を示す名称を記入して下さい。
  - ・ パンフレット、学会等での発表論文（コピー可）等は、添付資料に含みます。
  - ・ 技術詳細説明資料（様式 3）で記載する「⑦添付資料名・番号（根拠データ等）」の内容との整合を取るようして下さい。
  - ・ ここに記入する資料は、NETIS 閲覧者の要請に応じ、提供できるものとします。
  - ・ 開示できない資料については、記入の必要はありません。
- 注）提出して頂いた資料は、ご返却しませんのでご了承下さい。

### ●参考文献 欄

- ・ 添付資料以外のもので、申請する新技術において参考にした文献を記入して下さい。

### ●その他（写真及びタイトル） 欄

- ・ 申請する新技術が良く分かる写真（原則カラー）を使用して下さい。
- ・ 選択ボタンを押すと「ファイルを開く」という画面が出て画像ファイルを指定できます。
- ・ 写真タイトルを必ず記入して下さい（全角 25 文字以内）。
- ・ 写真（図）などのファイル形式は、JPEG あるいは GIF 形式を使用して下さい。
- ・ 画像ファイルの大きさは 185KB 以内にして下さい。
- ・ 画像の横は最大 600pixel 以内、縦は 1000 pixel 以内にして下さい（縦 A4 サイズで出力できる）。
- ・ 図面を利用する場合は、プリントアウトした時に文字や数字などがはっきり分かるものを使用して下さい。



(3) 技術詳細説明資料（様式3）

- ・ 技術詳細説明資料（様式3）は、技術の成立性を確認するための資料です。
- ・ 活用を想定する工事等の各種基準値等に対応する当該技術の「経済性」、「安全性」、「耐久性」、「品質・出来形」

・ インターネットホームページ（<http://www.kangi.ktr.mlit.go.jp/RenewNetis/Attention.asp>）から書式ファイルをダウンロードし、入力・印刷して下さい。

・ この部分は NETIS で一般公開されます。

【区分】 レベル1ーレベル2			技術詳細説明資料				
技術の名称						比較対象とする従来技術	技術名称 選定理由
開発会社名							
NETIS登録番号	□登録済み:登録番号[ ] □未登録						
申請先の地方整備局							
分類	[レベル1: ], [レベル2: ], [レベル3: ], [レベル4: ]						
使用可能な工事の種類						その他	

大	評価項目			従来技術のコスト	申請技術のコスト	従来技術との比較<結果>	申請者記入欄	
	中	小	従来技術積算条件				申請技術積算条件	
経済性	イニシャルコスト							
	ランニングコスト							
	その他							
	トータルコスト							

大	評価項目			①現行基準値等	②現行基準との比較<結果>	③申請技術について実証により確認した数値等	申請者記入欄	
	中	小	④従来技術との比較<結果>				⑤申請技術の数値採取条件	
安全性 <small>※労働安全衛生法上の安全性等は含まない。</small>	構造							
	施工段階 <small>※仮設工については施工段階の安全性は含まない。</small>							
耐久性	物性							
	形状							
	能力							
品質・出来形	材料							
	施工							
	完成物							
施工性	合理化							
	現場条件							
	適用範囲							
	自然条件							
	施工管理							
周辺環境への影響	社会環境							
	作業員環境							

その他	独自基準等の有無	技術指針、設計基準等	有無他( )
		積算基準等	有無他( )
		施工管理基準等	有無他( )
	その他		

申請者記入欄の語句の定義

①	「現行基準値等」:	基本事項で入力した「使用可能な工事の種類」に応じた現行基準値。<場合により、自社設定値、製造基準値等、品質管理値
②	「現行基準との比較」:	「申請技術について実証により確認した数値等」を「現行基準値等」と比較した結果。また、「現行基準値等」に採取条件が
③	「申請技術について実証により確認した数値等」:	評価項目毎の申請技術の数値等、内容、同要点説明
④	「従来技術との比較」:	技術開発者が想定している従来技術の数値等との比較内容。
⑤	「申請技術の数値採取条件」:	「申請技術について実証により確認した数値等」を採取したときの条件。
⑥	「実証方法・機関」:	「申請技術について実証により確認した数値等」の実証方法と確認した機関名。(公共試験機関、自社)
⑦	「添付資料名・番号(根拠データ等)」:	「申請技術について実証により確認した数値等」の根拠となる申請時添付資料の資料番号とその資料名およびページ番号。
⑧	「基準値等の引用もと」:	「現行基準値等」が掲載されている引用元と、その数値が掲載されている箇所まで具体的に記述。

形」、「施工性」、「周辺環境への影響」等を記載して下さい。

- ・ 本様式に記入する項目は試行調査時の確認項目となり、試行工事において実証して頂きますので、正確に漏れなく記入してください。
- ・ 作成方法が分からない場合は、申請・相談窓口にお問い合わせ下さい。
- ・ NETISに登録済みの技術詳細説明資料（様式3）を参考にご記入下さい。（検索方法はP38、39をご覧ください）
- ・ 比較対象となる従来技術がない場合は、申請・相談窓口にご相談して下さい。

様式3

基本事項			
申請技術の積算方法	添付資料名・番号 (根拠データ等)	従来技術引用元	備考

- 基本事項の記入欄
- 経済性の記入欄
- ・ 詳細は、P34, P35 に示しています。

申請技術の積算方法	添付資料名・番号 (根拠データ等)	従来技術引用元	備考

実証条件	⑥ 実証方法・機関	⑦ 添付資料名・番号 (根拠データ等)	⑧ 基準値等の引用もと	備考

- 安全性, 耐久性 等の記入欄
- ・ 詳細は、P36, P37 に示しています。

その他の事項			

- その他の記入欄
- ・ 詳細は、P38, P39 に示しています。

採り値 >
条件があり、「数値採取条件」と異なる場合は、その比較結果も入力。文章の場合は要旨。

●基本事項の記入

【工法】「レベル1ーレベル2」

技術の名称		対象とする 従来技術
開発会社名		
NETIS 登録番号	<input type="checkbox"/> 登録済み：登録番号【      】 <input type="checkbox"/> 未登録	その他
申請先の地方整備局		
分類	「レベル1：    」 「レベル2：    」 「レベル3：    」 「レベル4：    」	
使用可能な工事の種類		

●経済性の記入欄

評価項目			申請者記入欄				
大	中	小	従来技術 のコスト	申請技術 のコスト	従来技術と の比較 <結果>	従来技術 積算条件	申請技術 積算条件
経済性	イニシャルコスト						
	ランニングコスト						
	その他						
	トータルコスト						

●評価項目の欄

- ・ 小項目には、コストの内容（内訳）や単位などを記入して下さい。
- ・ 該当しない場合には「—」を記入して下さい。

●従来技術のコスト，申請技術のコストの欄

- ・ 技術概要説明資料（様式2）における「活用の効果の根拠」で記入したものと同一として下さい。
- ・ 単位数量を明確にしたものを記入して下さい。  
（例：2,000 千円／㎡, 15 千円／12 本）。

●従来技術との比較<結果>の欄

- ・ 従来技術との比較数値は、技術概要説明資料（様式2）の記載内容と整合するようして下さい。
- ・ 何%の向上であるかを記入して下さい。  
（例：約10%の向上）。

●従来技術の積算条件の欄

- ・ 積算上必要と思われる条件を明示して下さい。  
（例：鋼管杭工の場合：杭径、杭長、杭本数、土質 等）

技術名称	
選定理由	
その他	

申請者記入欄		
申請技術の積算方法	添付資料名・番号 (根拠データ等)	従来技術引用元

- 技術概要説明資料（様式2）の分類・区分欄において、分類1で選択したレベル1ーレベル2の内容に書き換えて下さい。

- 技術の名称、開発会社名、NETIS 登録番号、申請先の地方整備局を記入して下さい。
- 分類は新技術が主に活用されるものを記入して下さい。
- 登録済み技術の場合は、「■登録済み」として既登録番号を記入し、新規登録の場合は、「■未登録」として下さい。

- 対象とする従来技術は、技術概要説明資料（様式2）の「従来技術との比較」で記述した『従来技術』と同じ名称を記入して下さい。
- 選定理由欄に従来技術を選定した理由を記入して下さい。なお、従来技術がない場合は、その理由を記入して下さい。

- 技術概要説明資料（様式2）の概要欄の「文章」において記入した『③公共工事のどこに適用できるか』を参考に使用可能な工事の種類を記入して下さい。

●従来技術の引用元の欄

- 原則として、「国土交通省 土木工事標準歩掛」、「建設物価」、「積算資料」より引用してください。
- 場合によっては、各工法協会等で発行する積算資料も可とします。

●添付資料名・番号（根拠データ等）の欄

- 添付資料の資料番号とその資料名および該当ページ番号を記入して下さい（添付資料には資料番号を付けて下さい）。

例）資料番号3：〇〇工法設計要領PO～PO

●申請技術の積算方法の欄

- 積算額をどのように算出したかを記入して下さい。

例）自社実績による歩掛

●申請技術積算条件の欄

- 積算上必要と思われる条件を明示して下さい。

（例：鋼管杭工の場合：杭径、杭長、杭本数、土質 等）

●安全性、耐久性 等の記入欄

- ・ 大項目は、変更・削除しないで下さい。
- ・ 中項目は、技術に応じて変更・削除することは可能ですが、申請・相談窓口にご相談して下さい。
- ・ 申請者記入欄（現行基準値～従来技術との比較）については、内容を簡潔に記入して下さい。
- ・ 評価項目は、当該技術において該当しない場合、「—」を記入して下さい。
- ・ 小項目には、中項目の詳細項目を記入して下さい。
- ・ 小項目は、必要に応じて記入欄を追加して下さい。
- ・ 平成17年度からNETISの登録・更新において、技術詳細説明資料（様式3）を作成していません。平成17年度以降に登録・更新された新技術の記入内容なども参考にして下さい。  
⇒ 登録済みの技術詳細説明資料（様式3）の検索方法は、次ページに示しています。

評価項目			申請者記入欄				
大	中	小	①現行基準値等	②現行基準との比較<結果>	③申請技術について実証により確認した数値等	④従来技術との比較<結果>	⑤申請技術の数値採取条件
安全性 *労働安全衛生法上の安全性等は含まない	構造						
	施工段階 *仮設工については施工段階の安全性は含まない						
耐久性	物性						
	形状						
	能力						
品質・出来形	材料						
	施工						
	完成物						
施工性	合理化						
	現場条件						
	適用範囲						
	自然条件						
	施工管理						
	難易度						
周辺環境への影響	社会環境						
	作業員環境						

安全性：技術によって得られる成果（もの、システム、サービス）および適用するプロセスの安全性（労働安全や運搬機材の安全性など労働安全衛生法上の安全性は含まない）

- ・ 構造：技術によって得られる成果の構造やシステムの安全性やその成果を利用する場合の安全性（例えば、交通安全や防災等に関するものも含む）。
- ・ 施工段階：施工中の現場内および周辺での安全性やその管理のしやすさ

耐久性：技術によって得られる成果が継続的かつ長期的に保持できる性能

- ・ 物性：物理的特性値、化学的特性値を保持できる期間
- ・ 形状：目的物の形状を保持できる期間
- ・ 能力：能力を示す特性値を保持できる期間

品質・出来形：品物またはサービスが使用目的を満たしているかどうかを決定するための評価の対象となる固有の性質および性能の全体・当該技術の正確さ、寸法、形などの出来上がり

- ・ 材料：技術で用いる材料が具備する強度、密度、質量などの特性値
- ・ 施工：技術を適用するプロセスにおいて必要な管理基準や規格値など
- ・ 完成物：技術によって得られる成果の正確さ、外からみた場合の寸法、形、大きさ、見栄えなど

施工性：施工における工程、適用条件、難易度など

- ・ 合理化：工程などシステムや機械の導入による合理化の程度
- ・ 現場条件：当該技術が適用可能な現場条件（自然条件以外）
- ・ 適用範囲：当該技術が適用可能な適用範囲（制約条件）
- ・ 自然条件：当該技術が適用可能な自然条件（地形、地質、気象など）
- ・ 施工管理：当該技術の施工における管理項目や管理頻度など
- ・ 難易度：当該技術の施工にあたっての難しさの程度

周辺環境への影響：技術によって得られる成果が、社会や作業員与える影響

- ・ 社会環境：当該技術の適用時に発生する地域や社会への影響
- ・ 作業員環境：当該技術の適用時に発生する現場内（作業環境）への影響

申請者記入欄		
⑥実証方法・機関	⑦添付資料名・番号 (根拠データ等)	⑧基準値等の引用もと

①現行基準値等

- 申請技術に対応した現行基準等から、現行基準値等を記入して下さい。
- 場合により、自社設定値、製造基準値、品質管理値等を記入して下さい。

②現行基準との比較<結果>

- 「①現行基準値等」が記入されている場合のみ記入して下さい。
- 「申請技術について実証により確認した数値等」を「現行基準値等」と比較した結果を記入して下さい。  
例) 「現行基準に適合」、「現行基準に比べて20%向上」

③申請技術について実証により確認した数値等

- 評価項目毎に申請技術の数値等と内容について実証により確認した要点を記入して下さい。  
例) 各杭ごとに鉛直交番載荷試験をおこない、杭の鉛直方向支持力が全て800kN/m<sup>2</sup>以上であることを確認した。

④従来技術との比較<結果>

- 想定している従来技術の数値等との比較した結果を記入して下さい。
- 同等、向上等の比較および理由を明記して下さい。

⑤申請技術の数値採取条件

- 「申請技術について実証により確認した数値等」を採取したときの条件を記入して下さい。  
例) 試験施工において、最大施工深さ：φ267.4→34.7m、φ355.6→41.0mを実施した結果

⑥実証方法・機関

- 「申請技術について実証により確認した数値等」の実証方法と確認した機関名を記入して下さい(公共試験機関、自社)。  
例) 試験施工・載荷試験 (H13.4月~H16.4月)、性能評価：(財)日本建設センター

⑦添付資料名・番号 (根拠データ等)

- 「申請技術について実証により確認した数値等」の根拠となる添付資料の資料番号とその資料名およびページ番号を記入して下さい。  
例) 資料番号3：〇〇工法設計要領PO~PO

⑧基準値等の引用もと

- 「現行基準値等」が掲載されている引用元と、その数値が掲載されている箇所を具体的に記入して下さい。  
例) 道路橋示方書・同解説〔IV下部構造編〕(H14.3) 日本道路協会 12.11.4 鋼管杭  
注) 公表されているものを記入して下さい。

●その他の記入欄

その他	独自基準等の有無	技術指針、設計基準等	有無他 ( )
		積算基準等	有無他 ( )
		施工管理基準等	有無他 ( )
	その他		

《技術詳細説明資料(様式3)の記載方法について既登録技術における記載を参照する場合の検索方法(一例)》

NETIS のインターネットホームページ

NETIS 新技術情報提供システム  
New Technology Information System

新技術活用システムの本格運用に対応すべく、NETIS画面の応急の改良を行いました。10月頃に本格運用に適合した画面への切り替えを行う予定です。(H19年3月までには随時改良の予定) ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

**「公共工事等における新技術活用システム」の本格運用について**

- 記者発表資料へ

本格運用への移行措置等については、[パンフレット](#)をご覧ください。  
詳細については、[こちら](#)をご覧ください。

『What's New』に以下の内容が掲載されました

- 「平成17年度 テーマ設定技術募集方式(フィールド提供)下期の選定技術の選定結果について」
- 「平成17年度 テーマ設定技術募集方式(フィールド提供)上期の選定技術の選定結果について」

■ [NETIS\(評価情報\)の画面へ NEW!](#)

国土交通省が活用または試行例に評価した新技術の一覧と評価結果を閲覧できます。  
※新技術の評価は随時掲載していきます。

評価情報の件数: **84**件

■ [NETIS\(申請情報\)の画面へ](#) ※従来のNETIS情報です。

申請情報の件数: **4196**件

アクセス数: **58933**件

■ [申請に必要な書類のダウンロード](#)

- 登録申請書類  
新技術情報の登録申請に必要な様式等のダウンロードができます。
- 活用方式の申請書類 NEW!  
「試行申請型」「施工者希望型」の申請に必要な様式等のダウンロードができます。

あなたは土ホでアクセスしています。 変更する場合は[こちら](#)

このシステムはInternet Explorerの文字サイズ「小」で開発しております。

Copyright 2004, New Technology Information System. All Rights Reserved.

NETIS 新技術情報提供システム  
New Technology Information System

条件で検索

キーワードによる全文検索等ができます。複数項目

H17年度以降登録された技術  テーマ設定

キーワード入力

NOT検索

全文検索 ※初期設定は全文検索です。以下

新規性及び期待される  
適用範囲  
添付資料

検索オプション ※必要な項目のみ選択、入力

様式資料  詳細説明資料(様式3)

工種分類の選択  
公種(1) | 民種(1) | 分類(1)

②様式資料：詳細説明資料(様式3)にチェックを入れて、「検索開始」を実行して下さい。

NETIS (申請情報) の検索ページ

NETIS 新技術情報提供システム  
New Technology Information System

新技術の検索

What's New

二種で検索

工種から絞り込んで目的の新技術を検索することができます

条件で検索

様々な条件を入力して目的の新技術を検索することができます

キーワード検索

自由なキーワードで検索できます。複数の用語を入力する場合はカンマで区切って下さい

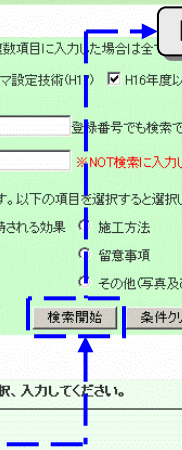
①「条件で検索」を実行して下さい。

記者発表資料等

「公共工事等における新技術活用システム」の本格運用について(平成18年7月5日)

産学官連携による「公共工事等における技術活

- ・ その他として、独自基準の有無について、記入して下さい。
- ・ 有無に○をつけて下さい。なお、現行基準類以外は独自基準になります。
- ・ 「有」および「他」の場合は（ ）に該当するものを記入して下さい。
- ・ 独自基準等はある場合、その資料名を記入して下さい。
- ・ 表下段の「その他」は、申請者がアピールしたいことを記入して下さい。



**NETIS（申請情報）の検索結果**

1058件検索されました(1件目から10件目を表示中)

技術名称をクリックすると技術の詳細な内容が表示されます。さらさらからキーワードで新技术を絞り込むこともできます。

キーワード

NOT検索

※NOT検索を入力したキーワードを持つデータは検索から除きます。

比較する

※比較表とCSV出力は「降運用」に対応していません。

表示項目・順番の設定

③ 閲覧したい技術を選択・実行して下さい。

**NETIS 新技术情報提供システム**

新技术の検索 | NETIS申請方法 | お知らせ

概要説明情報 | 更新履歴

「概要」「従来技術との比較」等のタブをクリックすることでそれぞれの内容を閲覧することができます。関連する情報がある場合は画面上部にあるリンクをクリックすることができます。

推奨技術	ものづくり大賞	国士技術開発賞	熟練技術審査証明
			★

最終更新年月日: 2006.01.13

技術名称	登録No.	施工実績件数	
		国土交通省	その他公共機関
スーパーEユニット	CB-050029-V	1件	3件

「詳細説明資料」を選択・実行して下さい。

④ 詳細説明資料が登録されていない場合は、以下の方法を参考に検索して下さい。

- ・ 登録番号（××-〇〇△△△△）のうち、〇〇が登録された西暦年の下2桁を示しています。
- ・ 〇〇が05, 06以降のであり、番号末尾に-A、-Vが付与されたものを検索し、参考にして下さい。

情報は申請者の申請に基づき掲載しております。

検索 審査証明 単価・施工方法 問合せ先・その他 **詳細説明資料**

詳細説明資料(様式3)の様式はExcelで表示されます。



《技術詳細説明資料（様式3）の記入例》

【区分】 レベル1-レベル2

技術の名称	◎○工法
開発会社名	○○株式会社
NETIS登録番号	■登録済み:登録番号[ △□-○○○○ ] □未登録
申請先の地方整備局	○○整備局 △△事務所
分類	[レベル1 :◎◎]レベル2 :△△
使用可能な工事の種類	○△を○○する技術

評価項目			従来技術のコスト	申請技術のコスト	従来技術との比較<結果>
大	中	小			
経済性	イニシャルコスト		○円/㎡	□円/㎡	△%コストアップ
	ランニングコスト		-	-	-
	その他		-	-	-
	トータルコスト		◎円/㎡	□円/㎡	◇%コストダウン

評価項目			①現行基準値等	②現行基準との比較<結果>	③申請技術について実証により確認した数値等	④従来技術との比較<結果>	
大	中	小					
安全性	構造	○○の構造	・○○がないこと	・多くの実績件数(○件)があり、不具合の報告がない	・施工実績により施工箇所の不具合はない	・従来技術との比較<結果>	
	※労働安全衛生上の安全性等は含まない 施工段階 ※仮設工については施工段階の安全性は含まない。	作業	・法令に適合すること	・事故が発生したことはない	・事故の実績がない	・従来技術との比較<結果>	
耐久性	物性	○△との接着強度	・△△がないこと	・△△強度:○~□N/cm <sup>2</sup>	△△強度 最大値◇○N/cm <sup>2</sup> 最小値 ○○N/cm <sup>2</sup> 最大・最小を除く平均○◇N/cm <sup>2</sup>	・従来技術との比較<結果>	
	形状	□△の耐候性	・□□がないこと	・□□による△は少ない	・□□による△がない	・従来技術との比較<結果>	
	能力	○○の寿命	・○×がないこと	・△△による○○の必要はない	・○として△年以上の寿命があるので、経年劣化による改修不要が期待	・従来技術との比較<結果>	
品質・出来形	材料	○○性能	・○N/cm <sup>2</sup> 以上	・JIS○○の基準値に適合	・○N/cm <sup>2</sup>	・従来技術との比較<結果>	
		△△の寸法	・□□mm以上		・△△mm	・従来技術との比較<結果>	
	施工	△○	・特になし	・○○で施工する	・○○の条件で施工する	・従来技術との比較<結果>	
	完成物	○○の仕上げ	・△□になっていること	・○○は△△による(□□mm以下)	・実績は全て基準値内	・従来技術との比較<結果>	
施工性	合理化	工期	・特になし	・○○が不要であるため、△日程度の短縮可能	・○m <sup>2</sup> /日	・従来技術との比較<結果>	
		現場条件	△□□	・○○ができること	・○○があれば施工可能	・従来技術との比較<結果>	
		適用範囲	適用範囲	・○○ができること	・□△することが条件	・○○があれば施工可能	・従来技術との比較<結果>
		自然条件	天候	・○○ができること	・△△が正常に○○することが条件	・◎△でも施工可能	・従来技術との比較<結果>
		施工管理	施工管理	・基準通り施工されていること	・当社の「△○チェックリスト」に基づく	・当社のチェックリストで検査	・従来技術との比較<結果>
		難易度	習得度	・特になし	・◇◇するので、施工が容易	・◇◇するので、施工が容易なため未経験者で短期間(△ヶ月程度)で習得可能	・従来技術との比較<結果>
周辺環境への影響	社会環境	社会環境	・環境保全に努める	・◇◇を使用しないで□□が少ない	・◎工法は、環境保全の関係で採用された事例が多数(△件)ある	・従来技術との比較<結果>	
	作業員環境	作業員環境	・安全の確保	・◇◇を使用しないので問題ない	・◎◇を使用しないので、安全に作業できる	・従来技術との比較<結果>	

その他	独自基準等の有無	技術指針、設計基準等	有(自社標準図)
		積算基準等	有(自社基準)
		施工管理基準等	有(自社施工要領書)
	その他		

申請者記入欄の語句の定義

①	「現行基準値等」: 基本事項で入力した「使用可能な工事の種類」に応じた現行基準値。<場合により、自社設定値、製造基準値等>
②	「現行基準との比較」: 「申請技術について実証により確認した数値等」を「現行基準値等」と比較した結果。また、「現行基準値等」
③	「申請技術について実証により確認した数値等」: 評価項目毎の申請技術の数値等、内容、同要点説明
④	「従来技術との比較」: 技術開発者が想定している従来技術の数値等との比較内容。
⑤	「申請技術の数値採取条件」: 「申請技術について実証により確認した数値等」を採取したときの条件。
⑥	「実証方法・機関」: 「申請技術について実証により確認した数値等」の実証方法と確認した機関名。(公共試験機関、自社)
⑦	「添付資料名・番号(根拠データ等)」: 「申請技術について実証により確認した数値等」の根拠となる申請時添付資料の資料番号とその資料名およびバ
⑧	「基準値等の引用もと」: 「現行基準値等」が掲載されている引用元と、その数値が掲載されている箇所まで具体的に記述。

詳細説明資料

様式3

比較対象とする従来技術	技術名称	○○工法
	選定理由	直轄工事等において採用実績も多い工法なので比較対象として選定。
その他		

従来技術積算条件	申請技術積算条件	申請技術の積算方法	添付資料名・番号 (根拠データ等)	従来技術引用元	申請者記入欄	備考
・コンクリート下地 ・△m×□m ・軽量コンクリート○mm厚	・従来技術積算条件と同じ ・従来技術積算条件と同じ ・モルタル△mm厚仕上	○○設計価格	・添付資料名: ○工法と△工法のコスト比較データ ・資料番号: 資料番号-△	・△△設計価格 他 ・資料番号: 資料番号-□□		

申請者記入欄					備考
④従来技術との比較結果	⑤申請技術の数値採取条件	⑥実証方法・機関	⑦添付資料名・番号 (根拠データ等)	⑧基準値等の引用もと	
・従来技術と同等	・◎○工法の施工現場	・◎○工法の実績による	・その他参考資料: ○△ 施工要領書(資料番号-□)の△ページ~○ページ	・「現行基準値等」に記した事項は○△発行「○○基準」の参考資料による	
・従来技術と同等	・◎○工法の施工現場		・その他参考資料: ○△ 施工要領書(資料番号-□)の△ページ~○ページ		
・従来技術と同等	・試験体を作成 ・△◇試験器で△△強度を測定	(財)△△試験センター ○○試験場	・その他参考資料: ○○の品質試験(資料番号-○○)の△ページ~○ページ	・JIS○○の△◇	
・従来技術と同等	・○○試験 ・耐○○試験	(財)△△試験センター ○○試験場	・その他参考資料: ◎○カタログ(資料番号-□△)の△ページ~○ページ		
・従来技術と同等	・◎○工法で施工した物件	・当社が開発した工法で◎年以上改修していない物件あり	・その他参考資料: 工事経歴書(資料番号-△△)の△ページ~○ページ	・△△として基準は存在しない	
・従来技術と同等	・JIS○○に基づいた試験	(財)△△試験センター ○○試験場	・その他参考資料: ○○の品質試験(資料番号-○○)の△ページ~○ページ		
・従来技術と同等	—	—	・その他参考資料: ◎○カタログ(資料番号-□△)の○ページ~◇ページ	・△△として基準は存在しない	
・従来技術と同等	・◎○工法の施工現場	・◎○工法の実績による	・その他参考資料: 資料番号○: 設計価格表		
・工期が◎%短縮	・◎○工法の設計価格表	・◎○工法の設計価格表	・その他参考資料: ◎○カタログ(資料番号-□△)の□ページ		
・従来技術と同等	・◎○工法の施工現場	◎工研シートの実績による	・その他参考資料: ◎○カタログ(資料番号-□△)の○ページ		
・従来技術と同等			・その他参考資料: △◇チェックリスト(資料番号-□△)の○ページ		
・従来技術と同等			・その他参考資料: ○△ 施工要領書(資料番号-□)の△ページ		
・従来技術と同等			・その他参考資料: ○△ 施工要領書(資料番号-□)の○ページ		
事例 ・従来技術以上	・◎○工法の施工現場	・◎○工法の実績による	・その他参考資料: ○△ 施工要領書(資料番号-□)の○ページ		
・従来技術以上					

基準値等、品質管理値 >

基準値等」に採取条件があり、「数値採取条件」と異なる場合は、その比較結果も入力。文章の場合は要旨。

おおよびページ番号。

(4) 比較表 (様式 4)

比較表 (様式 4) は、「経済性」、「工程・工期」、「品質」、「出来形」、「現場条件」、「設計条件」、「安全性」等を対

インターネットホームページ (<http://www.kangi.ktr.mlit.go.jp/RenewNetis/newindex.asp>) から書式ファイルをダウンロードし、入力・印刷して下さい。

この様式に記載された事項は新技術活用評価会議の参考資料として使用されます (NETISへの登録及び外部への公

比較表

技術名 : ○○○工法

	新技術 ○○○工法	従来技術 ***工法		
工法概要				
概略図				
経済性 評価				
工程・工期 評価				
品質 評価				
出来形 評価				
現場条件 評価				
設計条件 評価				
安全性 評価				
NETIS番号				
備考				
総合評価				

- 品質 : 品物またはサービスが、使用目的を満たしているかどうかを決定するための評価の対象となる固有の性質・性能の全体
- 出来形 : 当該技術の正確さ、寸法、形などの出来上り
- 現場条件 : 当該技術が適用可能な現場条件 (自然条件以外)
- 設計条件 : 当該技術における設計時の与条件
- 安全性 : 当該技術によって得られる成果 (もの、システム、サービス) および適用するプロセスの安全性 (労働安全や運搬機材の安全性など労働安全衛生法上の安全性は含まない)

工法概要は、各工法の概要を記入 (3~5行程度) して下さい。

#### (4) 比較表 (様式 4)

を対比したもので、発注者が活用等を検討する際に、従来技術や類似技術と比較検討するための参考資料とします。

の公表は行いません)

様式4


#### ●基本事項

- ・ 技術名は、新技術情報提供システム (NETIS) 登録申請書 (様式 1) と同一として下さい。

#### ●比較技術

- ・ 技術概要説明資料 (様式 2) で挙げた従来技術は、必ず記入して下さい。
- ・ 比較表は、従来技術を基準として、新技術と従来技術、類似技術と比較して下さい
- ・ 比較技術 (従来技術、類似技術) は、一般的に普及している技術をはじめ、目的物が同様の技術も含みます。
- ・ 比較技術 (類似技術) は、NETIS で検索できる類似技術を最低限網羅するようにして下さい。ただし、数が多い場合には、申請・相談窓口にご相談して下さい
- ・ 工法の欄は、比較案の数に応じて、追加・削除して下さい。

- ・ 備考には、特筆すべき事項または一般製品の場合等は、そのメーカー名と製品規格などを記入して下さい。
- ・ 総合評価は、各評価項目から3段階 (◎ : 著しく向上、○ : 向上、△ : 同程度、× : 低下) として記入して下さい。
- ・ 従来技術の評価欄は、「-」として下さい。

- ・ 比較項目 (経済性~安全性) は、技術の種類によって付加する場合、適宜、修正して下さい。
- ・ 経済性~安全性は、各工法の特徴を記入 (3~5行程度で簡潔に記入) して下さい。なお、各比較項目に対するコメントについては、新技術と比較する各従来技術とを同様の視点からみて、客観的な比較ができる内容として下さい。
- ・ 評価は、4段階 (◎ : 著しく向上、○ : 向上、△ : 同程度、× : 低下) として記入して下さい。
- ・ 従来技術の評価欄は、「-」として下さい。
- ・ 経済性や工程は、文章と数値を記入して下さい。

- ・ 概念図は、図面およびCG, 模式図などを入れて下さい。

《比較表（様式4）の記入例》

この様式に記載された事項は新技術活用評価会議の参考資料として使用されます（NETISへの登録及び外部への公開）

比較表

技術名 ◎○工法

	新技術 ◎○工法	従来技術 △△工法
工法概要	本工法は、……である。	本工法は、……である。
概略図	図面、CG、模式図を添付して下さい。	図面、CG、模式図を添付して下さい。
経済性 評価	◎円/m <sup>2</sup> ◎	□円/m <sup>2</sup> —
工程・工期 評価	・○○で施工できる ・○△直後でも施工可能 ◎	・○○での施工が絶対条件 ・○△直後は施工が出来ない —
品質 評価	・××が発生した場合、○○部分の補修だけですむ ・△△が発生しない限り改修不要 よってライフサイクルコストが低減可能 ◎	・××が発生した場合、○○部分補修ができない ・従来工法の寿命は一般的には△年前後とされている —
出来形 評価	・厚み ○mm～△mm(非歩行～軽歩行) ・◎○では、△△のため、○○の設置が不要 ◎	・厚みは、×mm～□mm(○○未設置の場合) ・従来工法では、××のため、○○の設置が必要 —
現場条件 評価	・△などの欠陥は発生しない ◎	・○○しないと△などの欠陥が発生 —
設計条件 評価	・基本的には△□が必要 ○	・基本的に○○が不要 —
安全性 評価	・○◇を使用しないため、安全な作業環境 ◎	・○◇を使用するため、△△での施工では、強制換気が必要 —
NETIS番号	△□-○○○○	
備考	・◎○工法では、△および◇等が従来工法と比べて特に優れている	
総合評価	◎	—

への公表は行いません)


(5) NETIS 掲載情報の更新・変更時：NETIS 掲載情報の変更・更新申請書（様式 I—15）

- ・ 申請情報の追加や訂正等を行う場合に使用する書類です。
- ・ 変更・更新に関する様式（技術概要説明資料（様式 2）、技術詳細説明資料（様式 3）、比較表（様式 4））

様式 I—15

公共工事等における新技術活用システム  
NETIS 掲載情報の変更・更新申請書

平成 年 月 日

国土交通省  
〇〇 地方整備局長 / 北海道開発局長  
〇 〇 殿

会社名 新技術株式会社 法人印  
代表者氏名 評価 試行 公印  
所在地 東京都千代田区〇〇  
電話 03-〇〇〇〇-××××

NETIS 掲載情報の変更・更新について、下記のとおり申請します。

記

1. 技術名称： NETIS 工法  
(商標名)： —  
NETIS 登録番号(既登録)： ××-〇〇△△△△

2. 変更・更新内容： 〇〇の△を◎に変更した

3. 担当窓口：氏名 〇 〇  
会社名 新技術株式会社  
所属 〇〇部〇〇課  
所在地 東京都千代田区〇〇  
電話 03-〇〇〇〇-××××

FAX 03-〇〇〇〇-××××

4. 添付資料： 添付資料 1：比較表（様式 4）

〔改訂日 H18.6.22 〕

(様式4), その他参考資料)を添えて提出して下さい。

- ・ 申請書を提出する年月日を記入して下さい。ただし、各技術事務所によって異なる場合があるため、申請書類を提出する窓口にご確認下さい。

- ・ 既登録技術を登録した地方整備局等の名称と、変更・更新申請時における局長名を記入して下さい。

- ・ 法人印、公印は、所定の箇所に必ず押印して下さい。
- ・ 複数の会社によって開発された技術の場合は、その内容に対して責任を担う「会社名」及び「代表者名」を記入して下さい。

- ・ 技術名称及びNETIS登録番号は、現在NETISに登録しているものと同ーのものとして下さい。
- ・ 商標名の有無を確認し、商標名がある場合は記載して下さい。ない場合は「ー」として下さい。

- ・ 申請情報のどの部分をどのように変更・更新したかを簡潔に記入して下さい。

- ・ 担当窓口は、質問、追加資料の要請などへの対応調整等の窓口となる担当者を記入して下さい。
- ・ 申請者が複数の場合は、主たる担当窓口を記入して下さい。

- ・ 添付する資料の名称を記入して下さい。
- ・ 添付資料には初めのページに整理番号をつけて下さい。
- ・ 変更・更新に係る様式(技術概要説明資料(様式2), 技術詳細説明資料(様式3), 比較表(様式4), その他参考資料)を添えて提出して下さい。



(6) NETIS 掲載情報の技術改善時：NETIS 掲載情報の改善技術申請書（様式 I — 16）の記入方法

- NETIS（評価情報）に掲載されている技術の安全性・耐久性等の技術的事項について改善を行った場合に
- 改善後の技術が改善前と比べて有意差のあることを示す根拠資料（技術概要説明資料（様式2）、技術詳

様式 I - 16

## 公共工事等における新技術活用システム NETIS 掲載情報の改善技術申請書

平成 年 月 日

国土交通省  
〇〇地方整備局長 / 北海道開発局長  
〇 〇 殿

会社名 新技術株式会社 法人印  
代表者氏名 〇〇 〇〇 〇〇 公印  
所在地 東京都千代田区〇〇  
電話 03-〇〇〇〇-××××

NETIS 掲載情報の改善技術について、下記のとおり申請します。

記

1. 技術名称： NETIS工法  
(商標名)： —  
NETIS 登録番号(既登録)： ××-〇〇△△△△

2. 改善内容： 〇〇の△を◎に改善した

3. 担当窓口：氏名 〇 〇  
会社名 新技術株式会社  
所属 〇部〇課  
所在地 東京都千代田区〇〇  
電話 03-〇〇〇〇-××××

4. 添付資料： 添付資料1：技術概要説明資料（様式2）  
添付資料2：技術詳細説明資料（様式3）  
添付資料3：比較表（様式4）

〔改訂日 H18.6.22 〕

合に使用する書類です。

術詳細説明資料（様式3）、比較表（様式4）、その他参考資料）を添えて提出して下さい。

- ・ 申請書を提出する年月日を記入して下さい。ただし、各技術事務所によって異なる場合があるため、申請書類を提出する窓口にご確認下さい。

- ・ 登録した地方整備局等の名称と局長名を記入して下さい。

- ・ 法人印、公印は、所定の箇所に必ず押印して下さい。
- ・ 複数の会社によって開発された技術の場合は、その内容に対して責任を担う「会社名」及び「代表者名」を記入して下さい。

- ・ 新技術名称は、技術詳細説明資料（様式3）の「技術の名称」と同様として下さい。
- ・ 商標名の有無を確認し、商標名がある場合は記載して下さい。ない場合は「-」として下さい。
- ・ NETIS登録番号は、技術詳細説明資料（様式3）の「NETIS登録番号」と同様として下さい。

- ・ 改善後の技術が改善前と比べて有意差のあることが分かるように記入して下さい。

- ・ 担当窓口は、質問、追加資料の要請などへの対応調整等の窓口となる担当者を記入して下さい。
- ・ 申請者が複数の場合は、主たる担当窓口を記入して下さい。

- ・ 添付する資料の名称を記入して下さい。
- ・ 添付資料には初めのページに整理番号をつけて下さい。

## 4. 活用の申請及び試行の申請

### 4.1 必要な申請書類及び提出先

新技術の活用及び試行する場合に必要な申請書類は、以下のとおりです。

	活用	試行		事後評価のみ希望
	施工者希望型※	施工者希望型※	試行申請型	
【様式 I-7】試行・評価申請書	—	◎ 書面:1部 〔発注事務所〕	◎ 書面:1部 〔申請・相談窓口〕	◎ 書面:1部 〔申請・相談窓口〕
【様式 I-13】活用申請書	◎ 書面:1部 〔発注事務所〕	—	—	—
【様式 I-14】試行申請に関する同意書	—	—	○ 書面:1部 〔施工者〕	
【その他参考資料】 (様式自由)		○ 書面:1部 電子データ:1式 〔発注事務所〕	○ 書面:1部 電子データ:1式 〔申請・相談窓口〕	

\* ◎: 必須    ○: 必要に応じて    —: 不要

※施工者希望型で総合評価方式における技術提案を行う場合の提出書類及び提出先については入札説明書等の記載に従ってください。

#### ◆活用申請書 (様式 I-13)

施工者希望型により NETIS 登録済みの新技術について活用の申請を行なう場合に使用する書類です。

- ・目的: 活用する者の責任者名、技術名を明示し活用の希望を申し出るため
- ・用途: 責任者、問い合わせ先の確認資料

#### ◆試行・評価申請書 (様式 I-7)

試行・評価申請書 (様式 I-7) は、NETIS 登録済みの新技術について、「試行」と「事後評価のみ」のいずれかを希望して試行の申請を行なう場合に使用する書類です。

- ・目的: 責任者名、技術名を明示し試行および事後評価の希望を申し出るため
- ・用途: 責任者、問い合わせ先、試行か事後評価のみかの確認を行う際の資料

##### a) 試行の希望

申請内容の「試行」を選択して、申請を行って下さい。

なお、NETIS 登録申請時の技術概要説明資料 (様式 2), 「技術詳細説明資料 (様式 3), 比較表 (様式 4) の内容を変更する場合は、事前に変更・更新手続きが必要です。

##### b) 事後評価のみを希望

申請内容の「事後評価のみ」を選択して、申請を行って下さい。

なお、事後評価のみを希望する場合とは、「直轄工事等での活用件数が 10 件以上で、活用効果調査の件数が 1~9 件あり、試行申請型で事後評価の実施を申請した新技術」のことです。

◆ 試行申請に関する同意書（様式 I-14）

施工者と NETIS 申請者が異なる場合に、施工者と NETIS 申請者の双方で、施工者が NETIS 申請者の新技術を試行申請することに同意した場合、NETIS 申請者が施工者に提出する書類です。（施工者と NETIS 申請者が同じ場合は作成・提出は不要です）

- ・ 目的：施工者が NETIS 申請者に新技術の試行の同意を得たことを証明するため
- ・ 用途：施工者と NETIS 申請者との新技術の試行の同意確認資料

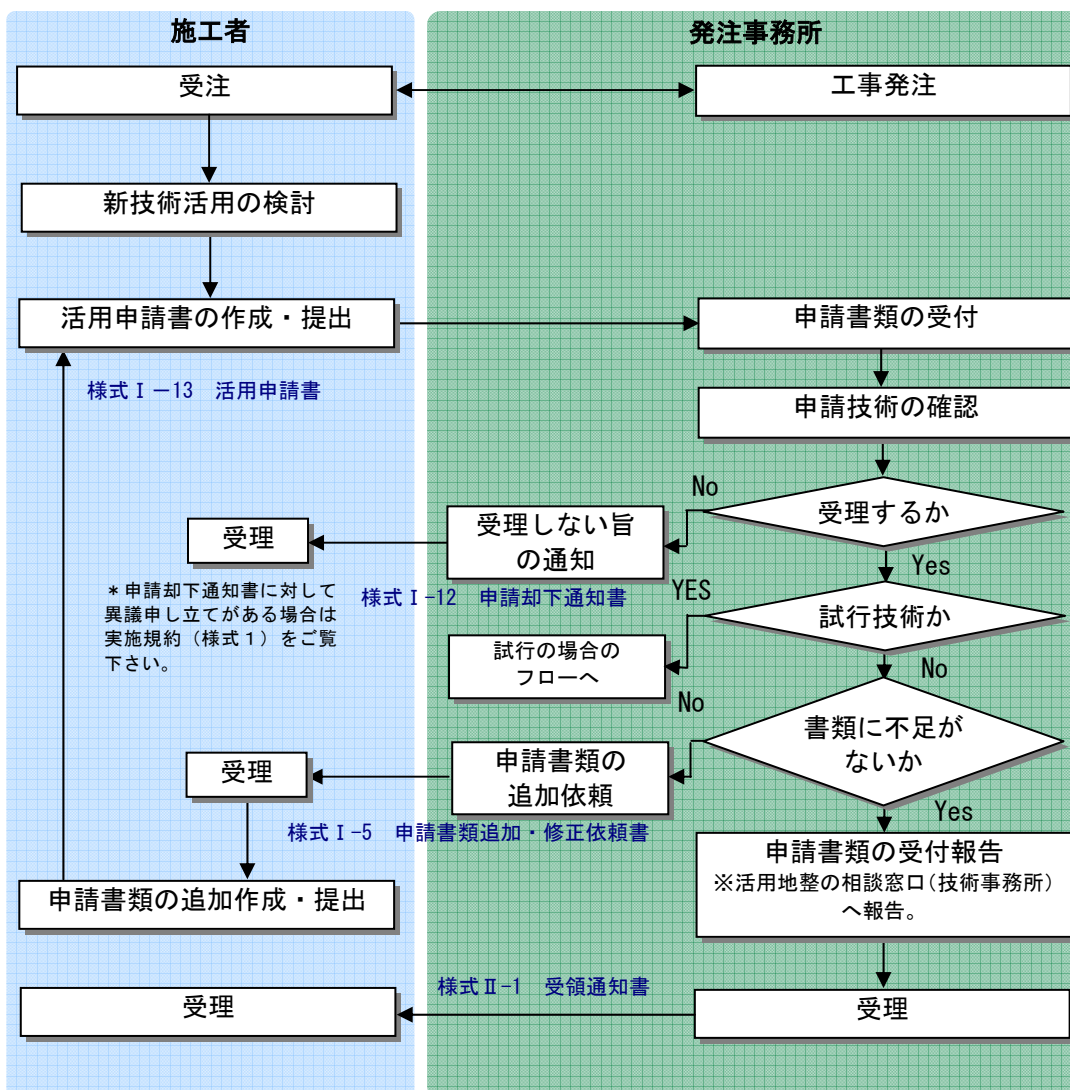
- \* 上記の様式は、NETIS のインターネットホームページから書式ファイル（様式 I-7：ワード形式）のダウンロードが可能です。
- \* ただし、「活用申請書（様式 I-13）」及び「試行申請に関する同意書（様式 I-14）」は、NETIS のインターネットホームページからのダウンロードは出来ませんので、申請・相談窓口を確認して下さい。
- \* 施工者希望型での試行・評価申請書（様式 I-7）は、発注事務所において、試行か活用かを判断してから提出するものです。

## 4.2 申請書類の記入方法

### 4.2.1 申請の流れ

#### (1) 活用（施工者希望型）

施工者が新技術の活用を申請する場合の申請の流れは、以下のとおりです。なお、「様式 I-13 活用申請書」の記入方法は、P54, P55 をご覧下さい。

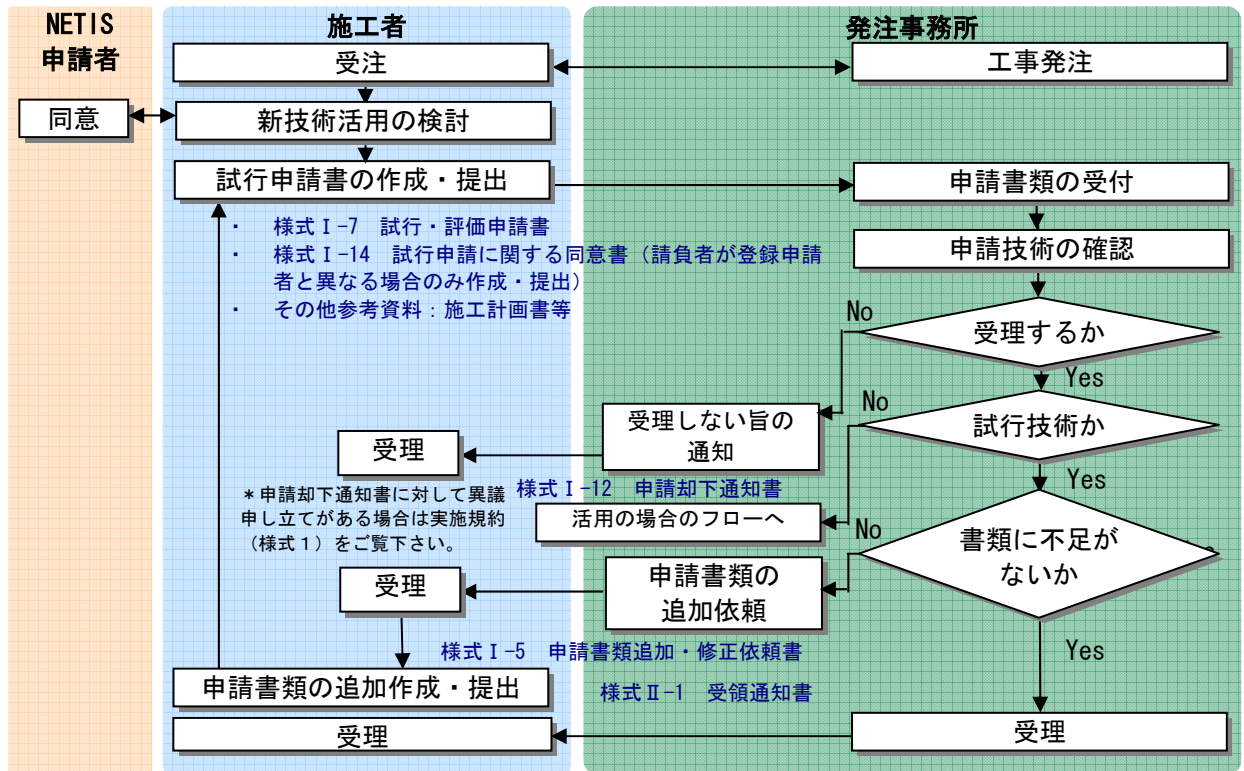


(2) 試行（施工者希望型）

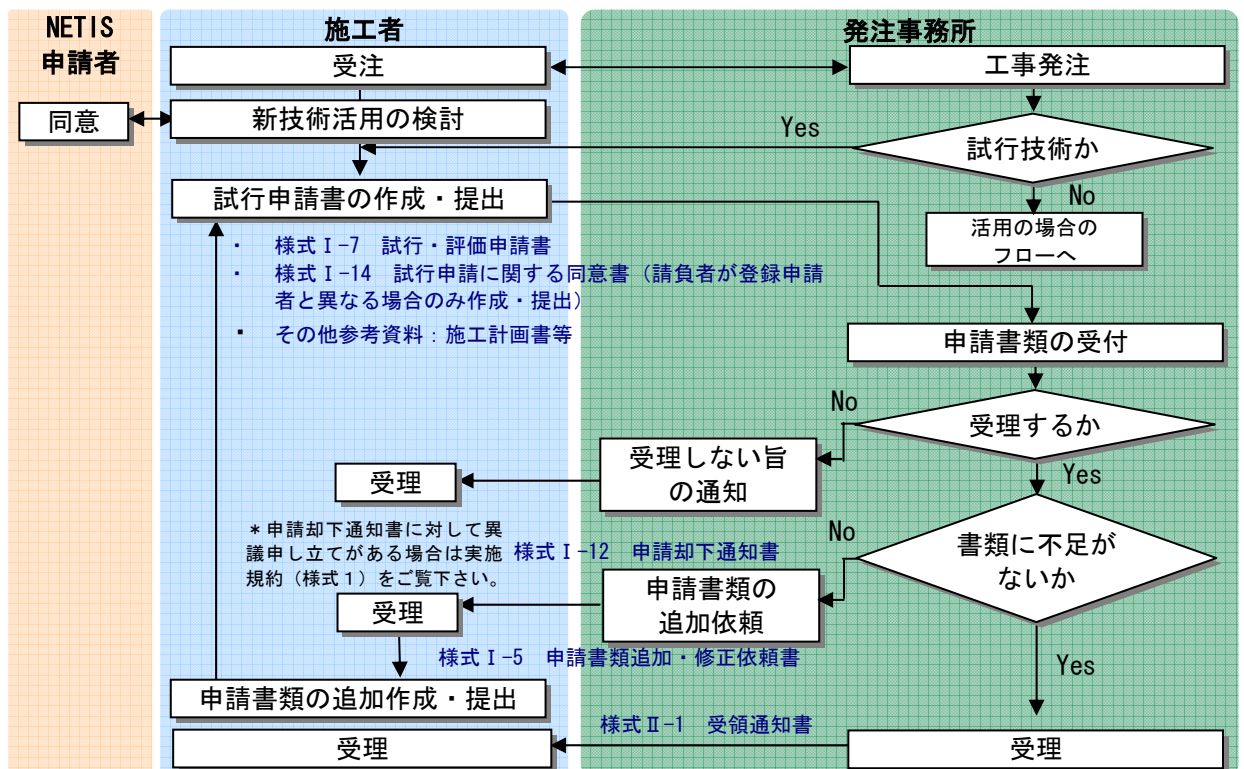
施工者が新技術の試行を申請する場合の申請の流れは、以下のとおりです。なお、2回目以降の申請の場合、施工者は、試行申請書の作成・提出前に、新技術が試行技術であることを発注事務所に確認して下さい。

「様式 I-7 試行・評価申請書」の記入方法は、P56, 57 をご覧下さい。なお、施工者と NETIS 申請者が異なる場合は、「様式 I-14 試行申請に関する同意書」が必要です。（記入方法は P58, 59 をご覧下さい。）

A. 当該技術が初めて試行申請される場合



B. 当該技術で 2 回目以降の試行申請の場合

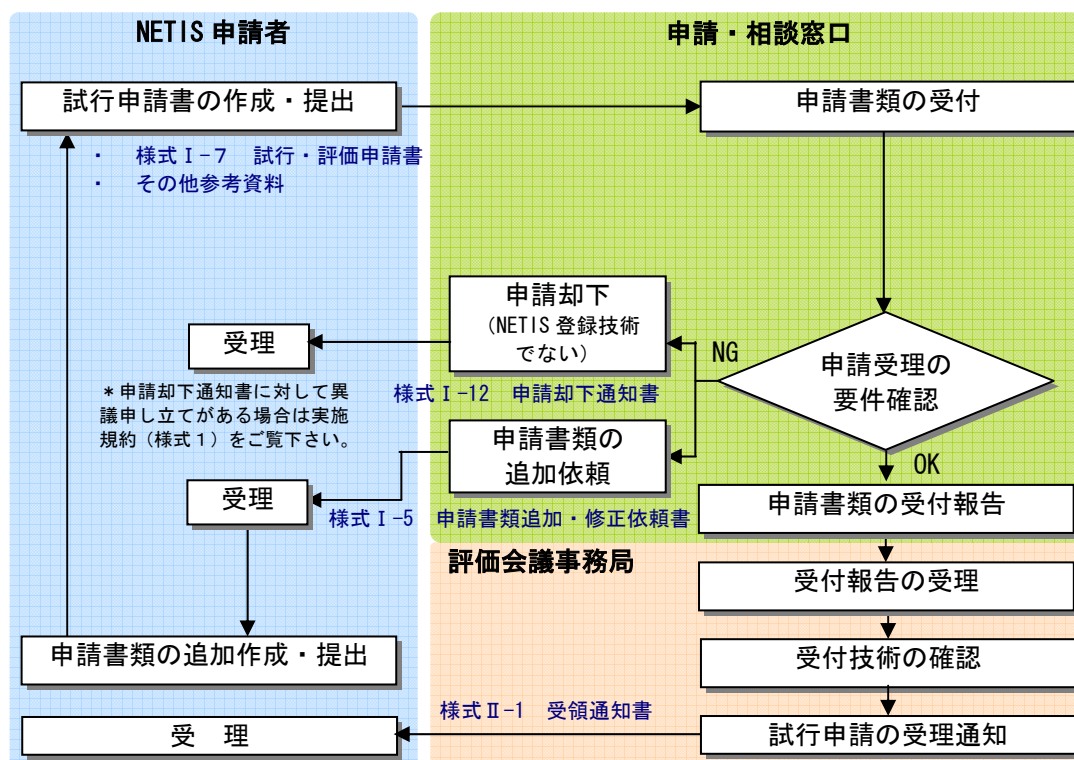


- \* 「様式2 技術概要説明資料」の記入方法は、P12～31をご覧ください。
- \* 「様式3 技術詳細説明資料」の記入方法は、P32～41をご覧ください。
- \* 「様式4 比較表」の記入方法は、P42～45をご覧ください。
- \* 既存のNETIS登録技術については、「実施規約 同意書」（インターネットホームページからPDF形式でダウンロード可能です）を提出して頂くようお願い致します。実施規約同意書を提出しない場合は、新技術活用システムに則した調査・活用等・評価は行われませんので、ご注意ください。なお、詳細についてのお問合せは、各地整の申請・相談窓口までお問い合わせください。
- \* インターネットホームページアドレス <http://www.kangi.ktr.mlit.go.jp/RenewNetis/newindex.asp>

### (3) 試行（試行申請型）

技術開発者が新技術の試行を申請する場合の申請の流れは、以下のとおりです。

「様式I-7 試行・評価申請書」の記入方法は、P56, 57をご覧ください。



- \* 「様式2 技術概要説明資料」の記入方法は、P12～31をご覧ください。
- \* 「様式3 技術詳細説明資料」の記入方法は、P32～41をご覧ください。
- \* 「様式4 比較表」の記入方法は、P42～45をご覧ください。
- \* 既存のNETIS登録技術については、「実施規約 同意書」（インターネットホームページからPDF形式でダウンロード可能です）を提出して頂くようお願い致します。実施規約同意書を提出しない場合は、新技術活用システムに則した調査・活用等・評価は行われませんので、ご注意ください。なお、詳細についてのお問合せは、各地整の申請・相談窓口までお問い合わせください。
- \* インターネットホームページアドレス <http://www.kangi.ktr.mlit.go.jp/RenewNetis/newindex.asp>

### (4) 事後評価のみ希望

技術開発者が新技術の事後評価のみを申請する場合の申請の流れは、「(3) 試行（試行申請型）」と同じです。

## 4.2.2 申請書類の記入方法

### (1) 活用申請書（様式 I — 13）

- ・ 施工者希望型（請負締結後提案・活用）の申請を行なう場合に使用する書類です。

様式 I — 13

**公共工事等における新技術活用システム**

**活用申請書**

平成 年 月 日

国土交通省  
〇〇地方整備局長 / 北海道開発局長  
〇 〇 殿

会社名 新技術株式会社 法人印  
 代表者氏名 評価 試行 公 印  
 所在地 東京都千代田区〇〇  
 電 話 03-〇〇〇〇-××××

〇〇地区△△工事において、下記のとおり新技術を活用したく申請します。

記

1. 新技術名称 ね て い す こう ほう  
NETIS工法  
NETIS登録番号 ××-〇〇△△△△

2. 工事概要

(1) 施工場所 〇〇県□□市△△

(2) 施工期間 平成〇年〇月〇日～平成△年△月△日

(3) 新技術施工期間 平成〇年〇月〇日～平成△年△月△日

(4) 施工内容 〇〇工事

(5) 新技術内容 □□による△△

(6) 全体概略数量 〇㎡

(7) 対象数量 △㎡

(8) 施工現場条件 □□

3. 活用理由 従来技術と比べて、〇〇の□□が向上するため

【改訂日 H18.6.21】

・ 申請書を提出する年月日を記入して下さい。ただし、各発注事務所によって異なる場合があるため、申請書類を提出する発注事務所にご確認下さい。

・ 工事発注事務所の存する地方整備局等の名称と局長名を記入して下さい。

・ 法人印、公印は、所定の箇所には必ず押印して下さい。  
・ 活用を申請する請負者の「会社名」及び「代表者名」を記入して下さい。

・ 工事件名を記入して下さい。

・ 活用を申請する技術名称とNETIS登録番号を記入して下さい。

・ 工事概要は、施工計画書と合わせて、記入して下さい。

・ 活用によって得られる効果等の活用理由について簡潔に記入して下さい。



(2) 試行・評価申請書（様式 I-7）

- ・ 試行申請型および施工者希望型による試行の申請を行なう場合に使用する書類です。
- ・ 技術概要説明資料（様式 2），技術詳細説明資料（様式 3），比較表（様式 4），その他参考資料（様式 5）

様式 I-7

**公共工事等における新技術活用システム**  
**試行・評価申請書**

平成 年 月 日

国土交通省  
 地方整備局長     北海道開発局長  
 殿

会社名 新技術株式会社  法人印  
 代表者氏名 評価 試行  公印  
 所在地 東京都千代田区〇〇  
 電話 03-〇〇〇〇-××××

地方整備局において NETIS 登録済みの新技術について、下記のとおり申請します。

記

①新技術名称 NETIS 工法  
 ②NETIS 登録番号 ××-〇〇△△△△  
 ③申請内容（次のいずれかのうち、希望する方を○で囲んでください。）  
 試行    /    事後評価のみ

④申請会社等  
 郵便番号 100-〇〇〇〇  
 住所 東京都千代田区〇〇  
 会社名 新技術株式会社  
 部署 〇部〇課  
 実務担当者 〇 〇  
 電話番号 03-〇〇〇〇-××××  
 F A X 03-〇〇〇〇-××××  
 E-Mail アドレス 〇〇〇〇@××××

⑤提出資料  
 技術概要説明資料 3部  
 技術詳細説明資料 3部  
 比較表 3部  
 参考資料 3部  
 電子データ 1式

〔改訂日 H18.7.14〕

(様式自由) を添えて提出して下さい。

- ・ 申請書を提出する年月日を記入して下さい。ただし、各技術事務所によって異なる場合があるため、申請書類を提出する技術事務所窓口にご確認下さい。(施工者希望型による試行申請の場合は発注事務所を通じて技術事務所窓口にご確認下さい。)

- ・ 登録した地方整備局等の名称と局長名を記入して下さい。

- ・ 法人印、公印は、所定の箇所に必ず押印してください。
- ・ 複数の会社によって開発された技術の場合は、その内容に対して責任を担う「会社名」及び「代表者名」を記入して下さい。
- ・ 施工者希望型で試行を申請する場合は請負者の「会社名」及び「代表者名」を記入して下さい。

- ・ 登録した地方整備局等の名称を記入して下さい。

- ・ 新技術名称は、技術詳細説明資料(様式3)の「技術の名称」と同様として下さい。
- ・ NETIS登録番号は、技術詳細説明資料(様式3)の「NETIS登録番号」と同様として下さい。

- ・ 希望する申請内容(試行、事後評価のみのいずれか)に○で囲んで下さい。

- ・ 申請会社等は、質問、追加資料の要請などへの対応調整等の窓口となる担当者を記入して下さい。
- ・ 申請者が複数の場合は、主たる申請会社を記入して下さい。

- ・ 申請書類の提出前に、資料の部数を確認して下さい。

(3) 試行申請に関する同意書（様式 I-14）

- ・ 施工者希望型（請負締結後提案・試行）の申請を行なう場合、施工者と NETIS 申請者が異なる場合に使用
- ・ 試行・評価申請書（様式 I-7）、技術概要説明資料（様式 2）、技術詳細説明資料（様式 3）、比較表（様式 4）

様式 I-14

公共工事等における新技術活用システム  
試行申請に関する同意書

平成 年 月 日

株式会社 □□殿

会社名 しんぎじゅつつかいしや 新技術株式会社 法人印  
代表者氏名 ひょうか しこう 評価 試行 公印  
所在地 東京都千代田区〇〇  
電 話 03-〇〇〇〇-××××

試行申請に関し、下記のとおり同意します。

記

1. 新技術名称	<small>おていすこうほう</small> NETIS工法
NETIS登録番号	××-〇〇△△△△
2. 発注者	国土交通省 〇〇地方整備局 □□事務所
3. 工事名	〇〇県△△工事
4. 工事場所	〇〇県△△市□
5. 工期	平成 〇年 △月 □日 ~ 平成 ◇年 〇月 □日
6. 対象数量	〇〇㎡
7. 施工現場条件	□□

〔改訂日 H18.6.21〕

使用する書類です。(施工者と NETIS 申請者が同じ場合は作成・提出は不要です)。  
式 4), その他参考資料(様式自由)を添えて提出して下さい。

- ・ 申請書を提出する年月日を記入して下さい。ただし、各技術事務所によって異なる場合があるため、申請書類を提出する窓口にご確認下さい。

- ・ 施工者(会社名)を記入して下さい。

- ・ 法人印、公印は、所定の箇所に必ず押印して下さい。
- ・ 複数の会社によって開発された技術の場合は、その内容に対して責任を担う「会社名」及び「代表者名」を記入して下さい。

- ・ 新技術名称と NETIS 登録番号は、試行・評価申請書(様式 I-7)と同様として下さい。
- ・ 発注者、工事名、工事場所、工期、対象数量、施工現場条件は、施工計画書と合わせて、記入して下さい。

## 5. NETIS 登録抹消の申請

### 5.1 必要な申請書類、提出先、及び申請書類の記入方法

既登録技術の NETIS 登録の抹消を申請する書類は、以下のとおりです。

#### ◆NETIS 登録抹消願（様式 I-10）

NETIS 登録の抹消を申請する場合に、必ず提出して頂く書類です。

- ・目的：当該登録技術の登録時の責任者名、技術名を明示し、確実に登録抹消を行うため
- ・用途：当該登録技術の登録抹消

#### ◆提出先及び部数

NETIS 登録抹消願は、当該技術を登録申請した申請・受付窓口へ提出してください。提出して頂く部数は1部で、電子データは不要です。

#### ◆記入方法

以下の記入例を参考に記入して下さい。

様式 I-10

公共工事等における新技術活用システム  
NETIS 登録抹消願

平成 年 月 日

国土交通省  
 〇〇地方整備局長    /    北海道開発局長  
 〇 〇 殿

会社名 新技術株式会社 法人印  
 代表者氏名 ひょうか 試行 公 印  
 所在地 東京都千代田区〇〇  
 電 話 03-〇〇〇〇-××××

「公共工事等における新技術活用システム」における NETIS（新技術情報提供システム）に  
登録済みの下記技術について、登録を抹消されたく申請します。

記

1. 技術名称：NETIS工法  
 （商標名）： -

2. NETIS 登録番号： \*\*\*\*\*

3. 理 由：

4. 問合せ先：氏名 〇 〇  
 住 所 東京都千代田区〇〇  
 会社名 新技術株式会社  
 所 属 〇部〇課  
 電 話 03-〇〇〇〇-××××

FAX 03-〇〇〇〇-××××

E-mail 〇〇〇〇@shingijyutsu.co.jp

この登録抹消願を提出する年月日を記入して下さい。ただし、各技術事務所によって異なる場合があるため、書類を提出する窓口にご確認下さい。

- ・ この登録抹消願を提出する地方整備局等の名称と局長名を記入して下さい。

- ・ 法人印、公印は、所定の箇所に必ず押印して下さい。
- ・ 会社名及び代表者名には、ふりがなを記入して下さい。
- \* 法人印とは、企業が法人活動を行う際に使用されるものをいいます（例：角印社名を刻したもので認印として用いられる印）。
- \* 公印とは、押印することにより、当該文書が真正であり、かつ効力を有することを承認するためのものをいいます。

- ・ 登録抹消しようとする新技術の工法名または製品名を正確に記入して下さい。
- ・ 技術名称、商標名及びNETIS登録番号は、当該技術の既登録情報と同一かを確認して下さい。

- ・ 登録抹消を希望する理由を、明確かつ簡潔に記入して下さい。

- ・ 問い合わせ先は、質問などへの対応調整等の窓口となる担当者を記入して下さい。（複数の担当者が存在する場合はその代表者）

建設技術に関する技術提供・提案・各相談等の受付は、当該技術開発者の所在地の地域にある相談窓口において行います。

(※注：複数の窓口での重複申請はできません)

申請・相談窓口一覧 (ホームページアドレス)	住所	TEL
<b>北海道開発局</b>		
事業振興部 防災・技術センター 技術課 <a href="http://www.hkd.mlit.go.jp/zigyoka/z_jigyoku/bosai/">http://www.hkd.mlit.go.jp/zigyoka/z_jigyoku/bosai/</a>	〒062-8511 北海道札幌市豊平区月寒東 2 条 8 丁目 3 番 1 号	011-851-4270 (内線 311)
<b>東北地方整備局</b>		
東北技術事務所 技術情報課 <a href="http://www.thr.mlit.go.jp/tougi/">http://www.thr.mlit.go.jp/tougi/</a>	〒985-0842 宮城県多賀城市桜木 3-6-1	022-365-8211 (内線 412)
<b>関東地方整備局</b>		
関東技術事務所 技術情報課 <a href="http://www.ktr.mlit.go.jp/kangi/">http://www.ktr.mlit.go.jp/kangi/</a>	〒270-2218 千葉県松戸市五香西 6-12-1	047-389-5127 (内線 346)
<b>北陸地方整備局</b>		
北陸技術事務所 技術情報課 <a href="http://www.hrr.mlit.go.jp/hokugi/">http://www.hrr.mlit.go.jp/hokugi/</a>	〒950-1101 新潟県新潟市山田 2310 番地 5	025-231-1281 (内線 342)
<b>中部地方整備局</b>		
中部技術事務所 技術情報課 <a href="http://www.cbr.mlit.go.jp/chugi/">http://www.cbr.mlit.go.jp/chugi/</a>	〒461-0043 愛知県名古屋市東区大幸南 1-1-15	052-723-5701 (内線 342)
<b>近畿地方整備局</b>		
近畿技術事務所 新技術活用促進相談室 <a href="http://www.kkr.mlit.go.jp/kingi/">http://www.kkr.mlit.go.jp/kingi/</a>	〒573-0166 大阪府枚方市山田池北町 11-1	072-856-1941 (内線 492)
<b>中国地方整備局</b>		
中国技術事務所 技術情報課 <a href="http://www.cgr.mlit.go.jp/ctc/">http://www.cgr.mlit.go.jp/ctc/</a>	〒736-0082 広島県広島市安芸区船越南 2-8-1	082-822-2340 (内線 342)
<b>四国地方整備局</b>		
四国技術事務所 技術情報課 <a href="http://www.skr.mlit.go.jp/yongi/">http://www.skr.mlit.go.jp/yongi/</a>	〒761-0121 香川県高松市牟礼町牟礼 1545	087-845-3135 (内線 343)
<b>九州地方整備局</b>		
九州技術事務所 技術課 <a href="http://www.qsr.mlit.go.jp/kyugi/">http://www.qsr.mlit.go.jp/kyugi/</a>	〒830-0002 福岡県久留米市高野 1-3-1	0942-32-8245 (内線 516)

前記申請・相談窓口の他、以下の相談窓口でも新技術活用についてのご相談に応じています。

相談窓口一覧 (ホームページアドレス)	住所	TEL
<b>北海道開発局</b>		
事業振興部 技術管理課 <a href="http://www.hkd.mlit.go.jp/">http://www.hkd.mlit.go.jp/</a>	〒060-8511 北海道札幌市北区北8条西2丁目 札幌第一合同庁舎	011-709-2311 (内線 5652)
<b>東北地方整備局</b>		
企画部 施工企画課 <a href="http://www.thr.mlit.go.jp/">http://www.thr.mlit.go.jp/</a>	〒980-8602 宮城県仙台市青葉区二日町9-15	022-225-2171 (内線 3471)
<b>関東地方整備局</b>		
企画部 施工企画課 <a href="http://www.ktr.mlit.go.jp/">http://www.ktr.mlit.go.jp/</a>	〒330-9724 埼玉県さいたま市北袋町1-21-2	048-600-1347 (内線 3471)
<b>北陸地方整備局</b>		
企画部 施工企画課 <a href="http://www.hrr.mlit.go.jp/">http://www.hrr.mlit.go.jp/</a>	〒950-8801 新潟市美咲町1丁目1番1号	025-280-8880 (内線 3471)
<b>中部地方整備局</b>		
企画部 施工企画課 <a href="http://www.cbr.mlit.go.jp/">http://www.cbr.mlit.go.jp/</a>	〒460-8514 愛知県名古屋市中区三の丸2-5-1	052-953-8180 (内線 3471)
<b>近畿地方整備局</b>		
企画部 施工企画課 <a href="http://www.kkr.mlit.go.jp/">http://www.kkr.mlit.go.jp/</a>	〒540-8586 大阪府大阪市中央区大手前 1-5-44	06-6942-1141 (内線 3471)
<b>中国地方整備局</b>		
企画部 施工企画課 <a href="http://www.cgr.mlit.go.jp/">http://www.cgr.mlit.go.jp/</a>	〒730-8530 広島県広島市中区上八丁堀6-30	082-221-9231 (内線 3471)
<b>四国地方整備局</b>		
企画部 施工企画課 <a href="http://www.skr.mlit.go.jp/">http://www.skr.mlit.go.jp/</a>	〒760-8554 香川県高松市サンポート3-33	087-851-8061 (内線 3466)
<b>九州地方整備局</b>		
企画部 施工企画課 <a href="http://www.qsr.mlit.go.jp/">http://www.qsr.mlit.go.jp/</a>	〒812-0013 福岡県福岡市博多区博多駅東 2-10-7	092-471-6331 (内線 3471)
<b>国土交通省 本省</b>		
大臣官房技術調査課 <a href="http://www.mlit.go.jp/">http://www.mlit.go.jp/</a>	〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3	03-5253-8111 (内線 22348)
総合政策局 建設施工企画課 <a href="http://www.mlit.go.jp/">http://www.mlit.go.jp/</a>	〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3	03-5253-8111 (内線 24954)



港湾技術に関する技術提供・提案・各相談等を受付けております。

相談窓口一覧 (ホームページアドレス)	住所	TEL
<b>北海道開発局</b>		
港湾空港部 港湾建設課 <a href="http://www.hkd.mlit.go.jp/zigyoka/z_kowan/index.html">http://www.hkd.mlit.go.jp/zigyoka/z_kowan/index.html</a>	〒060-8511 北海道札幌市北区 8 条西 2 丁目札幌第一合同庁舎	011-700-6769
事業振興部 防災・技術センター技術課 <a href="http://www.hkd.mlit.go.jp/zigyoka/z_jigyoyou/bosai/">http://www.hkd.mlit.go.jp/zigyoka/z_jigyoyou/bosai/</a>	〒062-8511 北海道札幌市豊平区月寒東 2 条 8 丁目 3-1	011-851-4270
<b>東北地方整備局</b>		
港湾空港部 海洋環境・技術課 <a href="http://www.pa.thr.mlit.go.jp/kakyoin/">http://www.pa.thr.mlit.go.jp/kakyoin/</a>	〒980-0013 宮城県仙台市青葉区花京院 1-1-20 花京院スクエア 10F	022-716-0004
仙台港湾空港技術調査事務所 技術開発課 <a href="http://www.pa.thr.mlit.go.jp/sendaignichou/">http://www.pa.thr.mlit.go.jp/sendaignichou/</a>	〒983-0852 宮城県仙台市宮城野区榴岡 5-1-35 ロイメント仙台 7F	022-791-2113
<b>関東地方整備局</b>		
港湾空港部 海洋環境・技術課 <a href="http://www.pa.ktr.mlit.go.jp/">http://www.pa.ktr.mlit.go.jp/</a>	〒231-8436 神奈川県横浜市中区北仲通 5-57 横浜第二合同庁舎 14F	045-211-7420
横浜港湾空港技術調査事務所 環境情報課・調査課 <a href="http://www.pa.ktr.mlit.go.jp/yokohamagicho/">http://www.pa.ktr.mlit.go.jp/yokohamagicho/</a>	〒221-0053 神奈川県横浜市神奈川区橋本町 2-1-4	045-461-3895
<b>北陸地方整備局</b>		
港湾空港部 海洋環境・技術課 <a href="http://www.pa.hrr.mlit.go.jp/">http://www.pa.hrr.mlit.go.jp/</a>	〒950-8801 新潟県新潟市美咲町 1-1-1 新潟美咲合同庁舎 1 号館	025-280-8761
新潟港湾空港技術調査事務所 技術開発課 <a href="http://www.pa.hrr.mlit.go.jp/gicho/">http://www.pa.hrr.mlit.go.jp/gicho/</a>	〒951-8011 新潟県新潟市入船町 4-3778	025-222-5080
<b>中部地方整備局</b>		
港湾空港部 海洋環境・技術課 <a href="http://www.pa.cbr.mlit.go.jp/">http://www.pa.cbr.mlit.go.jp/</a>	〒455-8545 愛知県名古屋市港区築地町 2	052-651-6470
名古屋港湾空港技術調査事務所 技術開発課 <a href="http://www.meigi.pa.cbr.mlit.go.jp/">http://www.meigi.pa.cbr.mlit.go.jp/</a>	〒457-0833 愛知県名古屋市南区東又兵衛町 1-57-3	052-612-9984
<b>近畿地方整備局</b>		
港湾空港部 海洋環境・技術課 <a href="http://www.pa.kkr.mlit.go.jp/">http://www.pa.kkr.mlit.go.jp/</a>	〒650-0024 兵庫県神戸市中央区海岸通 29 神戸地方合同庁舎	078-391-3103
神戸港湾空港技術調査事務所 調査課 <a href="http://www.pa.kkr.mlit.go.jp/kobegicyo/">http://www.pa.kkr.mlit.go.jp/kobegicyo/</a>	〒651-0082 兵庫県神戸市中央区小野浜町 7-30	078-331-0058

中国地方整備局		
港湾空港部 海洋環境・技術課 <a href="http://www.cgr.mlit.go.jp/chiki/kouwan/">http://www.cgr.mlit.go.jp/chiki/kouwan/</a>	〒730-0004 広島県広島市中区東白島町 14-15 NTTクレド白鳥ビル 13F	082-511-3908
広島港湾空港技術調査事務所 技術開発課 <a href="http://www.pa.cgr.mlit.go.jp/gicyo/">http://www.pa.cgr.mlit.go.jp/gicyo/</a>	〒730-0029 広島県広島市中区三川町 2-10 愛媛ビル 6F	082-545-7018
四国地方整備局		
港湾空港部 海洋環境・技術課 <a href="http://www.pa.skr.mlit.go.jp/">http://www.pa.skr.mlit.go.jp/</a>	〒760-8554 香川県高松市サンポート 3-33	087-832-5785
高松港湾空港技術調査事務所 技術開発課 <a href="http://www.pa.skr.mlit.go.jp/tkgityou/">http://www.pa.skr.mlit.go.jp/tkgityou/</a>	〒760-0017 香川県高松市番町 1-6-1 住友生命高松ビル 2F	087-811-5661
九州地方整備局		
港湾空港部 海洋環境・技術課 <a href="http://www.i-port.go.jp/">http://www.i-port.go.jp/</a>	〒812-0013 福岡県福岡市博多区博多駅東 2-10-7 福岡第二合同庁舎	0832-24-4120
下関港湾空港技術調査事務所 技術開発課 <a href="http://www.gityo.go.jp/">http://www.gityo.go.jp/</a>	〒750-0066 山口県下関市東大和町 2-29-1	0832-68-1250
国土交通省 本省		
大臣官房公共事業調査室	〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3	03-5253-8258
港湾局 環境・技術課	〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3	03-5253-8682
航空局 飛行場部建設課	〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3	03-5253-8727

